

名古屋市公報

平成16年 5月26 日号

第556号

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
発行所 名古屋市役所
電話〔052〕972-2246
編集兼 名古屋市総務局
発行人 行政システム部法制課長

目次	ページ
市長の給料の特例に関する条例	6
規 則	
名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する規則	7
特殊勤務手当規則の一部を改正する規則	74
市長の給料の特例に関する条例の規則で定める日を定める規則	76
名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例施行細則の一部を改正する規則	77
市長代理順序規則の一部を改正する規則	79
名古屋市図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	80
告 示	
道路法による違法物件の除却公告	81
身体障害者居宅支援事業者の指定について	83
知的障害者居宅支援事業者の指定について	89
児童居宅支援事業者の指定について	96
名古屋都市計画事業大曾根土地地区画整理事業の換地計画縦覧	102
生活保護法による指定介護機関の変更	103
生活保護法による指定介護機関の廃止	104
道路法による違法物件の除却公告	105
達	
助役担任事務規程の一部の改正	106
教育委員会告示	
教育委員会定例会の開催について	107
上下水道局管理規程	
名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部の改正	108

交 通 局 管 理 規 程		
高速度鉄道自主保安監査規程の一部の改正	(第17号)	110
公 告		
名古屋市屋外広告物講習会の周知公告 (住都・都市景観室)		111
名古屋市総合体育館条例による利用料金の公告 (教育)		112
水道料金等の還付に関する書類の交付公告 (公示送達)		125
	(上下水)	125
雑 報		
名古屋市議会正副議長の人事異動		136
特別職人事異動 (監査委員)		137

条 例 の あ ら ま し

○ 市長の給料の特例に関する条例（第46号）

1 制定の目的

道路清掃事業を巡る不祥事件に伴い、市政に対する市民の信頼を著しく損なったことについて、市長の責任を明らかにするため、市長の給料を減額して支給することを定めるものです。

2 主な内容

規則で定める日から3月間、市長の給料を100分の50減額するものです。

3 施行期日

公布の日から施行します。

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する規則(第75号)

1 制定の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等及び名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例（平成15年名古屋市条例第68号）の施行に関し必要な事項を定めます。（第1条関係）

2 主な内容

(1) 事業者の義務として、小規模産業廃棄物処理施設の維持管理の方法に関する技術上の基準、市内産業廃棄物の運搬等を委託しようとするときの確認方法等を定めます。（第2章関係）

(2) 産業廃棄物処理業者の義務として、収集運搬車両の表示、市外産業廃棄物の処分の届出及び処理業務実績の報告を定めます。（第3章関係）

(3) 建設工事に係る産業廃棄物の適正な処理及び資源化を促進するため、大規模建設工事の規模、産業廃棄物処理計画及び処理状況の報告並びに建設汚泥の再生利用基準、再生利用計画の届出及び再生の利用状況の報告を定めます。（第4章関係）

(4) 産業廃棄物処理施設等に関する信頼性の向上を図るため、説明会の開催、環境保全に関する協議及び記録の閲覧を定めます。また、小規模産業廃棄物焼却施設については、設置の届出、構造に関する基準、維持管理の方法に関する基準、施設管理者の資格等を定めます。（第5章第1節及び第2節関係）

(5) 特定産業廃棄物等の届出及び特定リサイクル可能物の保管基準を定めます。（第5章第3節関係）

(6) 「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則（昭和47年名古屋市規則第42号）」で規定していた産業廃棄物処理業の許可の基準等の規定を整備します。（第6章関係）

3 施行期日

平成16年7月1日から施行します。

○ 特殊勤務手当規則の一部を改正する規則(第76号)

1 改正内容

市立大学病院の新病棟が平成16年1月から開設したことにより、第3次救急医療体制下で勤務する外来の助産師、看護師及び准看護師が兼務の発令を受け、午後10時から翌日の午前5時までの間において病棟で勤務を行った場合に夜間看護手

当を支給します。ただし、この改正により新たに夜間看護手当を支給する者には、第3次救急医療体制下で勤務することにより支給していた特別診療看護手当は支給しません。（第19条及び第21条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

○ 市長の給料の特例に関する条例の規則で定める日を定める規則（第77号）

1 制定の目的

市長の給料の特例に関する条例（平成16年名古屋市条例第46号）中、「規則で定める日」を定めるものです。

2 主な内容

市長の給料の減額を開始する日を平成16年5月18日とするものです。

3 施行期日

公布の日から施行します。

○ 名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例施行細則の一部を改正する規則（第78号）

1 改正内容

金山北地区の整備に伴い移転する金山総合駅北口自転車駐車場（有料）の位置について改正を行います。（別表第2関係）

2 施行期日

平成16年6月1日から施行します。

○ 市長代理順序規則の一部を改正する規則（第79号）

1 改正内容

助役の変更に伴い、地方自治法152条第1項の規定による市長の職務を代理する助役の順序を変更します。（本則関係）

2 施行期日

平成16年5月24日から施行します。

○ 名古屋市図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（第80号）

1 改正内容

名古屋市図書館条例の一部を改正する条例（平成16年名古屋市条例第13号）の施行期日を定めるものです。

	名 称	位 置
公用開始	名古屋市志段味図書館	名古屋市守山区大字吉根字深沢233番地の1

2 施行期日

平成16年7月15日から施行します。

達 の あ ら ま し

○ 助役担当事務規程の一部を改正する規程（第49号）

1 改正内容

助役の変更に伴い、助役の担任する事務を変更します。（第1条関係）

2 施行期日

平成16年5月24日から施行します。

市長の給料の特例に関する条例をここに公布する。

平成16年 5 月18日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市条例第46号

市長の給料の特例に関する条例

市長の給料月額は、市長等及び職員の給与の特例に関する条例（平成14年名古屋市条例第13号。以下「特例条例」という。）第1条の規定にかかわらず、規則で定める日から3月間、同条の規定により支給することとなる額から、当該額及びこれに対する調整手当の額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、特別職に属する職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第6号）第3条第4項及び第4条第1項並びに特例条例第2条の規定の適用については、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する規則をここに
公布する。

平成16年 5月17日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市規則第75号

名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する規
則

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 事業者の義務（第 3 条 - 第 8 条）
- 第 3 章 産業廃棄物処理業者の義務（第 9 条 - 第11条）
- 第 4 章 建設工事に係る産業廃棄物の適正な処理及び資源化（第12条 - 第18
条）
- 第 5 章 産業廃棄物処理施設等の設置者等の義務等
 - 第 1 節 産業廃棄物処理施設等に関する信頼性の向上（第19条 - 第30条）
 - 第 2 節 小規模産業廃棄物焼却施設の設置の届出等（第31条 - 第38条）
 - 第 3 節 産業廃棄物等の適正な保管（第39条 - 第44条）
- 第 6 章 産業廃棄物処理業の許可の基準等
 - 第 1 節 産業廃棄物処理業（第45条 - 第47条）

第2節 産業廃棄物再生利用業（第48条 - 第51条）

第3節 産業廃棄物処理施設（第52条 - 第55条）

第7章 雑則（第56条・第57条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「施行規則」という。）及び名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例（平成15年名古屋市条例第68号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

第2章 事業者の義務

（小規模産業廃棄物処理施設）

第3条 条例第6条（条例第12条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規則で定める産業廃棄物の処理施設は、産業廃棄物処理施設以外の施設であって、次に掲げるものとする。

- (1) 汚泥の脱水施設であって、1日当たりの処理能力が5立方メートル以上のもの
- (2) 汚泥の乾燥施設であって、1日当たりの処理能力が5立方メートル（天日乾燥施設にあつては、50立方メートル）以上のもの
- (3) 小規模産業廃棄物焼却施設
- (4) 廃油の油水分離施設であって、1日当たりの処理能力が5立方メートル以上のもの（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号の廃油処理施設を除く。）

- (5) 廃酸又は廃アルカリの中和施設であって、1日当たりの処理能力が20立方メートル以上のもの
- (6) 廃プラスチック類、木くず（事業活動に伴って生じたものに限る。）又ははがれき類の破碎施設であって、1日当たりの処理能力が2トン以上のもの
- (7) その他産業廃棄物処分業者等（法第14条第6項又は第14条の4第6項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）の事業の用に供する施設
- (8) 産業廃棄物収集運搬業者等（法第14条第1項又は第14条の4第1項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）の事業における積替え又は保管の用に供する場所

（維持管理の方法に関する技術上の基準）

第4条 条例第6条の規則で定める小規模産業廃棄物処理施設（前条第3号及び第8号に掲げる施設を除く。）に共通する維持管理の方法に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。
- (2) 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。
- (3) 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。
- (4) 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。
- (5) 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。
- (6) 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。
- (7) 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。
- (8) 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生

じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。

(9) 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。

2 条例第6条の規則で定める小規模産業廃棄物処理施設の維持管理の方法に関する技術上の基準は、前項各号に掲げるもののほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 前条第1号に掲げる施設にあっては、次のとおりとする。

ア 脱水機の脱水機能の低下を防止するため、定期的にろ布又は脱水機の洗浄を行うこと。

イ 汚泥からの分離液が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。

(2) 前条第2号に掲げる施設（天日乾燥施設を除く。）にあっては、次のとおりとする。

ア 汚泥の性状に応じ、乾燥施設を乾燥に適した状態に保つように温度調節すること。

イ 施設の煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするとともに、定期的にばい煙に関する検査を行うこと。

(3) 前条第2号に掲げる施設（天日乾燥施設に限る。）にあっては、定期的に天日乾燥床を点検し、汚泥又は汚泥からの分離液が流出し、又は地下に浸透するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずることとする。

(4) 前条第3号に掲げる施設（1時間当たりの処理能力が150キログラム未満で、かつ、火格子面積又は火床面積が1.5平方メートル未満のものに限る。）にあっては、次のとおりとする。

ア ガス化改質方式以外のものにあっては、次のとおりとする。

(ア) ピット・クレーン方式によって燃焼室に産業廃棄物を投入する場合には、常時、産業廃棄物を均一に混合すること。

(イ) 焼却灰の熱しゃく減量が10パーセント以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあっては、この限りでない。

(ウ) 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。

- (I) 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏200度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏200度以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。
- (オ) 集じん器に流入する燃焼ガスの温度(I)のただし書の場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録すること。
- (カ) 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。
- (キ) 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が100万分の100以下となるように産業廃棄物を焼却すること。
- (ク) 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
- (ケ) 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度並びに硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るばい煙量又はばい煙濃度を毎年1回以上測定し、かつ、記録すること。
- (コ) 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
- (サ) 煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
- (シ) ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、当該施設において生じたばいじん及び焼却灰を溶融設備を用いて溶融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理する場合は、この限りでない。
- (ス) ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあっては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。
- (セ) ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、焼成炉中の温度を摂氏1,000度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
- (ソ) ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混

合すること。

(ク) 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。

(ケ) 廃油を焼却するものにあつては、廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、事故時における受入設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。

イ ガス化改質方式のものにあつては、ア(シ)から(ク)までの規定の例によるほか、次のとおりとする。

(ア) 投入する産業廃棄物の数量及び性状に応じ、ガス化設備における産業廃棄物のガス化に必要な時間を調節すること。

(イ) ガス化設備内を産業廃棄物のガス化に必要な温度に保つこと。

(ロ) 改質設備中のガスの温度をガスの改質に必要な温度に保つこと。

(ハ) 改質設備中のガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。

(ニ) 除去設備に流入する改質ガスの温度をおおむね摂氏200度以下に冷却すること。ただし、除去設備内で改質ガスの温度を速やかにおおむね摂氏200度以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。

(ホ) 除去設備に流入する改質ガスの温度((ニ)のただし書の場合にあつては、除去設備内で冷却された改質ガスの温度) を連続的に測定し、かつ、記録すること。

(ヘ) 冷却設備及び除去設備にたい積したばいじんを除去すること。

(ト) ダイオキシン類の濃度の算出方法(平成12年厚生省告示第7号)により算出された除去設備の出口における改質ガス中のダイオキシン類の濃度が1立方メートルにつき0.1ナノグラム以下となるように産業廃棄物のガス化及び改質を行うこと。

(チ) 除去設備の出口における改質ガス中のダイオキシン類、硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び硫化水素の濃度を毎年1回以上測定し、かつ、記録すること。

(5) 前条第4号に掲げる施設にあつては、前号ア(ク)及び(ケ)の規定の例によ

ることとする。

(6) 前条第 5 号に掲げる施設にあつては、次のとおりとする。

ア 中和槽内の水素イオン濃度指数を測定し、廃酸又は廃アルカリ及び中和剤の供給量を適度に調節すること。

イ 廃酸又は廃アルカリと中和剤との混合を十分に行うこと。

ウ 廃酸又は廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。

(7) 前条第 6 号に掲げる施設にあつては、破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずることとする。

(委託における確認)

第 5 条 条例第 7 条第 1 項の規定による確認は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 産業廃棄物収集運搬業者等に委託しようとするときは、当該産業廃棄物収集運搬業者等の収集運搬車両、運搬容器及び積替施設等を自ら実地に調査し又は自らの責任において、実地に調査している者から聴取し、確認すること。

(2) 産業廃棄物処分業者等に委託しようとするときは、当該産業廃棄物処分業者の事業の用に供する施設の稼動状況を自ら実地に調査し又は自らの責任において、実地に調査している者から聴取し、確認すること。

2 事業者は、条例第 7 条第 1 項の規定により確認した事項を記録した書類を、その事務所に備え置き、その備え置いた日から起算して 5 年を経過する日までの間、保存しなければならない。

(特別管理産業廃棄物発生事業場の設置の報告)

第 6 条 条例第 8 条第 1 項の規定による報告は、速やかに、特別管理産業廃棄物発生事業場設置報告書(第 1 号様式)を市長に提出して行うものとする。

(特別管理産業廃棄物発生事業場の変更等の報告)

第 7 条 条例第 8 条第 2 項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 氏名又は名称

(2) 住所又は所在地

(3) 特別管理産業廃棄物発生事業場の名称

(4) 特別管理産業廃棄物発生事業場の所在地

(5) 事業場で発生する特別管理産業廃棄物の種類

2 条例第8条第2項の規定による変更又は廃止の届出は、速やかに、特別管理産業廃棄物発生事業場変更等報告書（第2号様式）を市長に提出して行うものとする。

（特別管理産業廃棄物の処理状況の報告）

第8条 条例第8条第3項の規定による処理状況の報告は、毎年6月30日までに、特別管理産業廃棄物処理状況報告書（第3号様式）を市長に提出して行うものとする。

第3章 産業廃棄物処理業者の義務

（収集運搬車両の表示）

第9条 条例第9条の規定による表示は、当該産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する車両ごとに、その車両の見やすい個所に、表示された事項を十分に読み取ることができる大きさで表示するものとする。

2 条例第9条の規則で定める事項は、収集運搬業者の名称及び産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の種別とする。

（市外産業廃棄物の処分の届出）

第10条 条例第10条第1項の規定による届出は、毎年度、当該年度の最初の搬入をしようとする日の30日前までに、市外産業廃棄物処分届出書（第4号様式）によりしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 当該市外産業廃棄物が前年度から継続して処分を行おうとするものであって、次条第2号に規定する処分業務実績報告書にその旨を記載する場合

(2) 処理能力に比して、受託する市外産業廃棄物の量が少量であるとして、届出を要しないと市長が認める場合

2 条例第10条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 市外産業廃棄物を排出する事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 市外産業廃棄物を排出する事業場の所在地及び名称

- (3) 処分する期間
- (4) 市外産業廃棄物の性状に関する事項
- (5) 市外産業廃棄物の最終処分に関する事項
(処理業務実績の報告)

第11条 条例第11条の規定による実績の報告は、毎年6月30日までに、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に掲げる業務実績報告書を市長に提出して行うものとする。

- (1) 産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物収集運搬業者 収集運搬業務実績報告書(第5号様式)
- (2) 産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者 処分業務実績報告書(第6号様式)

第4章 建設工事に係る産業廃棄物の適正な処理及び資源化

(大規模建設工事)

第12条 条例第14条第1項の規則で定める建設工事は、建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の解体工事であって、当該建築物(当該解体工事に係る部分に限る。)の床面積の合計が1,000平方メートル以上のものとする。

(産業廃棄物処理計画)

第13条 条例第14条第1項に規定する計画は、当該大規模建設工事に着手する7日前までに、大規模建設工事の産業廃棄物処理計画書(第7号様式)を市長に提出して行うものとする。

2 前項の計画書には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 減量及び処理の方法に関する計画において、自ら処理を行う場合
 - ア 当該処理に係る施設の設置の場所
 - イ 当該処理に係る施設の処理能力
- (2) 減量及び処理の方法に関する計画において、処理を産業廃棄物処分業者等に委託する場合
 - ア 当該産業廃棄物処分業者等の名称又は氏名及び当該処理に係る産業廃

棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可番号

イ 当該産業廃棄物処分業者等の事業場の所在地

ウ 当該産業廃棄物処分業者等の施設の処理能力

(産業廃棄物の処理状況の報告)

第14条 条例第14条第2項の規定による産業廃棄物の処理状況等の報告は、大規模建設工事に係る産業廃棄物の最終処分が終了したことを確認した日から30日以内に、大規模建設工事の産業廃棄物処理状況報告書(第8号様式)を市長に提出して行うものとする。

(建設汚泥の再生利用基準)

第15条 条例第15条の規則で定める再生利用に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 再生利用の内容が、次に掲げる要件を満たすものであること。

ア 建設汚泥の発生する場所及び当該建設汚泥の再生利用の用に供する場所が、市内に存すること。

イ 再生利用を行う建設汚泥が、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第5条第1項により指定された区域における掘削工事に伴って発生したものでないこと。

ウ 次に掲げる要件を満たす再生品(再生によって得ようとするものをいう。以下同じ。)を得ることができるものであること。

(ア) 産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法(昭和48年環境庁告示第13号)により検定した場合における検出値が、汚泥に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び図面並びに再生利用の内容等の基準(平成9年厚生省告示第261号)別表の上欄に掲げる物質についてそれぞれ同表の下欄に掲げる数値以下であること。

(イ) コーン指数が1平方ミリメートルにつき0.8ニュートン以上又は一軸圧縮強度が1平方ミリメートルにつき0.2ニュートン以上であること。ただし、当該数値未満の再生品を資材として利用する場合において、施工上の工夫等により当該利用に支障を生じないことが明らかなきときは、この限りでない。

(2) 次に掲げる事項について、建設工事の仕様書に記載されていること又は

当該建設工事の発注者が書面による承諾をしていること。

ア 当該再生品を用いようとしている位置

イ 当該建設工事において用いようとしている再生品の数量

ウ 当該建設工事において用いようとしている再生品の性状（再生品を使用する場所の状況に応じて生活環境の保全上支障が生じないようにするために満たすべき水素イオン濃度に関する事項を含む。）

エ 当該建設工事において再生品を用いようとしている時期

(3) 再生利用の用に供する施設（以下「再生施設」という。）が次に掲げる要件を備えていること。

ア 当該再生利用に関し、十分な処理能力を有するものであること。

イ 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。

ウ 産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、再生施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。

エ 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。

オ 著しい騒音又は振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。

カ 再生施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。

キ 建設汚泥及び再生品の貯留設備は、その他の廃棄物と区分して保管することができるものであり、かつ、再生施設の処理能力に応じ十分な容量を有するものであること。

ク 再生を行うために薬剤を用いる場合は、建設汚泥及び薬剤を均一に混合することができる混練設備並びに当該混合物の性状を安定させるための養生を十分に行うことができるようにするための場所が設けられていること。

（建設汚泥の再生利用に当たっての必要な措置）

第16条 条例第15条の規則で定める必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 再生品の性状が、前条第1号ウに規定する要件に適合したものとなるよう、次に掲げる事項を遵守し、再生施設等の維持管理を適切に行うこと。
 - ア 建設汚泥の性状の分析は、受け入れる際に、当該建設汚泥が発生した場所の土壌の状況に応じて行うこと。
 - イ 建設汚泥の量が再生施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該建設汚泥の計量を行うこと。
 - ウ 再生施設への建設汚泥の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。
 - エ 再生施設の正常な機能を維持するため、定期的に再生施設の点検及び機能検査を行うこと。
 - オ 建設汚泥等の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。
 - カ 蚊、はえ等の発生の防止に努め、清潔を保持すること。
 - キ 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。
 - ク 再生施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。
 - ケ 再生品の性状を利用する前に分析し、品質が利用に適していることを確認すること。
 - コ 再生品のコーン指数又は一軸圧縮強度の測定は、再生を行った建設汚泥の量で200立方メートルごとに1回以上（1日の建設汚泥の再生量が200立方メートル未満の場合にあっては、1日に1回以上）行い、前条第1号ウ(イ)に適合していることを確認すること。
 - サ 建設汚泥が再生施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した建設汚泥の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。
 - シ ア、イ、エ及びクからサまでに掲げる事項その他の維持管理に関する事項についての記録を作成し、3年間保存すること。

(2) 再生施設において、当該施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるために、次に掲げるいずれかの資格を有する者を置くこと。

ア 施行規則第8条の17第2号イからチまでに掲げる者

イ 施行規則第17条第1号又は第2号に掲げる者

ウ ア及びイに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(再生利用計画の届出)

第17条 条例第16条第1項の規定による届出は、再生利用を行おうとする建設汚泥が発生する建設工事に着手する7日前までに、建設汚泥再生利用計画届出書(第9号様式)によりしなければならない。

2 条例第16条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 建設工事の発注者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(3) 建設工事の期間

(4) 再生利用の内容に関する次に掲げる事項

ア 建設汚泥の性状

イ 建設汚泥の再生の方法

ウ 再生品の性状

エ 再生品の利用方法及び利用量の見込み

(5) 再生施設に関する次に掲げる事項

ア 施設の所在地

イ 施設の処理能力

ウ 施設のあらまし

3 第1項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 再生利用に係る計画書

(2) 再生品を利用しようとする建設工事の付近の見取図

(3) 再生施設の構造を明らかにする図面及び当該施設の配置図(次項の許可証を添付する場合を除く。)

- (4) 再生に伴い生ずる排ガス及び排水の処理方法
- (5) 建設汚泥の性状及び再生品の性状の確認方法を記載した書類
- (6) 再生に伴い生ずる産業廃棄物（再生品を除く。）の種類、性状、数量及び処理方法を記載した書類
- (7) 再生品を利用しようとする建設工事の発注者が、第15条第2号に規定する事項について承認していることを証する書類

4 前項に定めるもののほか、再生施設が法第15条第1項の許可を受けた施設である場合にあっては、施行規則第12条の5の許可証（以下「産業廃棄物処理施設の許可証」という。）の写しを、産業廃棄物処分業者の事業の用に供する施設である場合にあっては、施行規則第10条の6の許可証の写しを添付しなければならない。

（再生利用の状況の報告）

第18条 条例第16条第3項の規定による報告は、再生利用が完了した日から30日以内に、建設汚泥再生利用状況報告書（第10号様式）を市長に提出して行うものとする。

- 2 前項の報告書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
 - (1) 再生品の利用状況を明らかにする書類及び図面
 - (2) 再生品の性状を明らかにする書類

第5章 産業廃棄物処理施設等の設置者等の義務等

第1節 産業廃棄物処理施設等に関する信頼性の向上

（説明会の開催を要する処理施設）

第19条 条例第17条第1項の規則で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる施設を設置しようとする者
 - ア 燃え殻又はばいじんの熔融施設（焼却施設の灰出し設備としての熔融施設を除く。）であって、1日当たりの処理能力が5トン以上のもの
 - イ 産業廃棄物の焼却施設（令第7条第3号、第5号、第8号、第12号及び第13号の2に掲げるものを除く。）であって、産業廃棄物処分業者等の事業の用に供するもの
 - ウ その他市長が説明会の開催を必要と認める施設

(2) 前号に規定する施設について、次のいずれかに該当する変更をしようとする者

ア 処理能力が10パーセント以上変更されるもの

イ 施設の位置

ウ 施設の処理方式

エ 施設の構造又は設備の変更であって、生活環境への負荷が増大するもの

オ 処理に伴い生ずる排ガス及び排水について、排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）が変更され、又は排出量が増大するもの

（説明会の開催等）

第20条 条例第17条第1項の規定による説明会は、次のとおり開催するものとする。

(1) 説明会は、できる限り説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとする。

(2) 説明会開催者は、説明会を開催する旨並びにその説明会の開催を予定する日時及び場所を記載した文書を配布すること等により、説明会の開催を関係地域の住民に周知させるものとする。

(3) 説明会開催者は、説明会において、説明会の開催を要する処理施設の設置等に関する計画及び当該施設を設置すること等が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果の概要その他市長が必要と認める事項を記載した書類を配布するものとする。

（関係地域）

第21条 条例第17条第1項の規則で定める地域は、説明会の開催を要する処理施設の種類ごとに市長が別に定める基準により当該施設の設置等に伴い生活環境に影響を及ぼすおそれがあると認められる地域とする。

（説明会の開催の届出等）

第22条 条例第17条第2項の規定による届出は、説明会（説明会を開催すべき地域を2以上の区域に区分して当該区域ごとに説明会を開催する場合にあっては、それらの区域において最初に開催する説明会）の開催の日の14日前までに、説明会開催届出書（第11号様式）によりしなければならない。

2 条例第17条第2項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 関係地域の範囲

(2) 説明会の開催を関係地域の住民に周知させるためにとる措置

3 第1項の説明会開催届出書には、第20条第3号に規定する書類を添付しなければならない。

(説明会の開催状況の報告等)

第23条 条例第17条第3項の規定による報告は、説明会の開催後、遅滞なく、説明会開催状況報告書(第12号様式)を市長に提出して行うものとする。

(協議の対象となる変更)

第24条 条例第18条第1項の規則で定める事項の変更は、次のとおりとする。

(1) 産業廃棄物処理施設 施行規則第12条の8各号のいずれかに該当する変更

(2) 小規模産業廃棄物処理施設 当該施設において処理する産業廃棄物の種類の変更(種類の追加に限る。)又は当該施設の構造若しくは設備の変更(敷地の拡大を伴うものに限る。)

(環境保全に関する協議)

第25条 条例第18条第1項の規定による協議は、次のいずれかに該当する場合に行うものとする。ただし、既に設置されている施設であって、当該施設を設置している者が当該施設に係る事業を移譲し法人を設立する場合、又は、経済変動により原料が有価物から廃棄物となり、当該施設が産業廃棄物の処理の用に供する施設となった場合は、この限りでない。

(1) 法第15条第1項又は法第15条の2の5第1項の許可を申請しようとする場合(事業者が、産業廃棄物が発生する事業場内において自己の産業廃棄物を自ら処理するために施設を設置又は変更しようとする場合は、この限りでない。)

(2) 産業廃棄物処理業者又は産業廃棄物の処理を業として行おうとする者が、当該業の用に供する小規模産業廃棄物処理施設を設置又は変更しようとする場合

(紛争を未然に防止する必要がある地域)

第26条 条例第18条第1項の規則で定める地域は、次の各号に掲げる施設の区

分に応じ、当該各号に掲げる区域とする。

- (1) 法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設 当該施設の所在地である町を含む区域
 - (2) 産業廃棄物処理施設（法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設を除く。）及び小規模産業廃棄物処理施設 当該施設に係る敷地の境界から4メートル以内の区域（当該施設から50メートル以上離れている区域を除く。）
- 2 前項第2号に掲げる区域にあつては、当該区域の土地の所有者（国及び地方公共団体を除く。）についても、住民とみなす。

（協議の状況の報告）

第27条 条例第18条第3項の規定による報告は、協議の対象となる施設の設置又は変更に係る申請書又は届出書に協議を行った当事者間で作成した当該協議の内容を明らかにするための書類を添付して行うものとする。

（記録の閲覧）

第28条 条例第19条第1項の規定による記録の閲覧は、次により行うものとする。

- (1) 記録は、次のア及びイに掲げる区分に応じ、当該ア及びイに定める日までに備え置くこと。

ア 次条第1号に掲げる事項 翌月の末日

イ 次条第2号から第6号までに掲げる事項 当該測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

- (2) 記録は、備え置いた日から起算して3年を経過する日までの間備え置き、閲覧に供すること。

- (3) 閲覧の求めがあつた場合にあつては、正当な理由なしに閲覧を拒まないこと。

（記録する事項）

第29条 条例第19条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量
- (2) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第16条の規定により記録すべき事項（同条に規定するばい煙排出者に限る。）

- (3) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第14条第1項の規定により記録すべき事項（同項に規定する排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者に限る。）
- (4) ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第28条第1項の規定により測定を行うべき事項（同項に規定する大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者に限る。次号において同じ。）
- (5) ダイオキシン類対策特別措置法第28条第2項の規定により測定を行うべき事項
- (6) 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第23条第1項の規定により記録すべき事項（同項に規定する大気規制工場を設置する者に限る。）

（準用）

第30条 第28条第1号及び第2号の規定は、条例第19条第3項の規定による記録の閲覧について、前条（第3号を除く。）の規定は、条例第19条第3項の規則で定める事項について準用する。

第2節 小規模産業廃棄物焼却施設の設置の届出等

（小規模産業廃棄物焼却施設の設置の届出）

第31条 条例第20条の規定による届出は、小規模産業廃棄物焼却施設設置届出書（第13号様式）によりしなければならない。

2 条例第20条の規則で定める者は、1時間当たりの処理能力が150キログラム未満で、かつ、火格子面積又は火床面積が1.5平方メートル未満の焼却施設を設置する者とする。

3 条例第20条第8号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 小規模産業廃棄物焼却施設の位置
- (2) 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）
- (3) 設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値
- (4) 焼却灰及びばいじんの処分方法
- (5) 着工予定年月日及び使用開始予定年月日

(6) 産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項

4 第1項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
ただし、第2項に規定する者にあつては、この限りでない。

(1) 小規模産業廃棄物焼却施設の構造を明らかにする設計計算書

(2) 小規模産業廃棄物焼却施設の処理工程図

(3) 小規模産業廃棄物焼却施設の付近の見取図

(構造等の変更の届出)

第32条 条例第21条の規定による届出は、小規模産業廃棄物焼却施設構造等変更届出書(第14号様式)によりしなければならない。

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類又は図面を添付しなければならない。

(1) 小規模産業廃棄物焼却施設の構造を変更する場合 変更後の構造を明らかにする設計計算書

(2) 小規模産業廃棄物焼却施設の処理工程を変更する場合 変更後の処理工程図

(受理書)

第33条 市長は、条例第20条又は第21条の規定による届出を受理したときは、小規模産業廃棄物焼却施設設置(構造等変更)届出受理書(第15号様式)を当該届出をした者に交付するものとする。

(構造に関する基準)

第34条 条例第22条及び第26条に規定する小規模産業廃棄物焼却施設の構造に関する技術上の基準は、第15条第3号イからカまでの規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1) ガス化改質方式以外のものにあつては、次の要件を備えていること。

ア 外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的に産業廃棄物を燃焼室に投入することができる供給装置が設けられていること。ただし、ガス化燃焼方式のものその他構造上やむを得ないと認められるものにあつては、この限りでない。

イ 次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。

(ア) 燃焼ガスの温度が摂氏800度以上の状態で産業廃棄物を焼却するこ

とができるものであること。

(イ) 燃焼ガスが、摂氏800度以上の温度を保ちつつ、2秒以上滞留できるものであること。

(ウ) 外気と遮断されたものであること。

(エ) 燃焼ガスの温度を速やかに(ア)に掲げる温度以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。

(オ) 燃焼に必要な量の空気を供給できる設備（供給空気量を調節する機能を有するものに限る。）が設けられていること。

ウ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

エ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏200度以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏200度以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。

オ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度(エのただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

カ 焼却施設の煙突から排出される排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備（ばいじんを除去する高度の機能を有するものに限る。）が設けられていること。

キ 焼却施設の煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

ク ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられていること。ただし、当該施設において生じたばいじん及び焼却灰を溶融設備を用いて溶融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理する場合は、この限りでない。

ケ 次の要件を備えた灰出し設備が設けられていること。

(ア) ばいじん又は焼却灰が飛散し、及び流出しない構造のものであること。

(イ) ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあつては、次の要件を備え

ていること。

a ばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上にすることができるものであること。

b 溶融に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること。

(ウ) ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、次の要件を備えていること。

a 焼成炉中の温度が摂氏1,000度以上の状態でばいじん又は焼却灰を焼成することができるものであること。

b 焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

c 焼成に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること。

(エ) ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合することができる混練装置が設けられていること。

コ 廃油を焼却するものにあっては、事故時における受入設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該施設が設置される床又は地盤面は、廃油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。

(2) ガス化改質方式のものにあっては、前号ク及びケの規定の例によるほか、次の要件を備えていること。

ア 次の要件を備えたガス化設備が設けられていること。

(ア) ガス化設備内を産業廃棄物のガス化に必要な温度とし、かつ、これを保つことができる加熱装置が設けられていること。

(イ) 外気と遮断されたものであること。

イ 次の要件を備えた改質設備が設けられていること。

(ア) 産業廃棄物のガス化によって得られたガスの改質に必要な温度と滞留時間を適正に保持することができるものであること。

(イ) 外気と遮断されたものであること。

(ウ) 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。

ウ 改質設備中のガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

エ 除去設備に流入する改質ガス(改質設備において改質されたガスをいう。以下同じ。)の温度をおおむね摂氏200度以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、除去設備内で改質ガスの温度を速やかにおおむね摂氏200度以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。

オ 除去設備に流入する改質ガスの温度(エのただし書の場合にあっては、除去設備内で冷却された改質ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

カ 改質ガス中の硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び硫化水素を除去することができる除去設備が設けられていること。

(3) 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、当該施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。

2 条例第26条の規則で定める重量は、火格子面積又は火床面積が1.5平方メートル未満の小規模産業廃棄物焼却施設について150キログラムとし、同条の規則で定める面積は、1時間当たりの処理能力が150キログラム未満の小規模産業廃棄物焼却施設について1.5平方メートルとする。

(維持管理の方法に関する基準)

第35条 条例第22条及び第27条第1項に規定する小規模産業廃棄物焼却施設の維持管理の方法に関する技術上の基準は、第4条第1項各号の規定の例によるほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ガス化改質方式以外のものにあつては、第4条第2項第4号アの規定の例によるほか、次のとおりとする。

ア 燃焼室への産業廃棄物の投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ行うこと。ただし、ガス化燃焼方式のものその他の構造上やむを得ないと認められるものにあつては、この限りでない。

イ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏800度以上に保つこと。

ウ 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速

やかに上昇させること。

エ 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、産業廃棄物を燃焼し尽くすこと。

オ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が1立方メートルにつき5ナノグラム（平成12年1月15日前に設置され、又は設置の工事に着手していた施設にあっては、10ナノグラム）以下となるように産業廃棄物を焼却すること。

(2) ガス化改質方式のものにあっては、第4条第2項第4号イの規定の例によることとする。

2 1時間当たりの処理能力が150キログラム未満で、かつ、火格子面積又は火床面積が1.5平方メートル未満の小規模産業廃棄物焼却施設に係る条例第27条第1項に規定する維持管理の方法に関する技術上の基準は、前項の規定にかかわらず、第4条第1項各号及び前項第1号アからオまでの規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1) 燃焼室中の燃焼ガスの温度を適切な頻度で測定し、かつ、記録すること。

(2) 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上測定し、かつ、記録すること。

（氏名の変更等の届出）

第36条 条例第24条の規定による届出は、小規模産業廃棄物焼却施設氏名等変更（廃止）届出書（第16号様式）によりしなければならない。

（承継の届出）

第37条 条例第25条第3項の規定による届出は、小規模産業廃棄物焼却施設承継届出書（第17号様式）によりしなければならない。

（施設管理者の資格）

第38条 条例第27条第4項の規則で定める資格は、第16条第2号アからウまでに掲げる者とする。

第3節 産業廃棄物等の適正な保管

（特定産業廃棄物等）

第39条 条例第29条第1項の特定産業廃棄物及び同条第3項の特定リサイクル可能物（以下「特定産業廃棄物等」という。）は、次に掲げるもののほか、

屋外における保管により生活環境保全上の支障を生ずるおそれのあるリサイクル可能物とする。

(1) 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物等（建設工事により発生した土砂を除く。）

(2) 使用済みタイヤ

(3) 使用済み家庭用電気機器

（保管の届出）

第40条 条例第29条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、特定産業廃棄物等保管届出書（第18号様式）によりしなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 特定産業廃棄物等を保管する場所（以下「特定保管場所」という。）の付近の見取図

(2) 特定保管場所の平面図

(3) 特定産業廃棄物等の保管量の上限及び積み上げることができる高さを計算した書類

(4) 特定保管場所の維持管理の計画を記載した書類

(5) 特定産業廃棄物等の保管後の処理又は循環的な利用の計画を記載した書類

(6) 特定保管場所を使用する権原を有することを証する書類

（条例第29条第1項ただし書の規則で定める面積）

第41条 条例第29条第1項ただし書の規則で定める面積は、100平方メートルとする。

（保管の変更等の届出）

第42条 条例第29条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、特定産業廃棄物等保管変更等届出書（第19号様式）によりしなければならない。

2 前項の届出書には、保管する場所の面積の変更の場合にあっては、変更後の第40条第2項第2号に掲げる図面を、保管量の上限及び積み上げることが出来る高さの変更の場合にあっては、変更後の第40条第2項第3号に掲げる

書類を添付しなければならない。

(保管状況の記録)

第43条 条例第30条の規則で定める事項は、保管する特定産業廃棄物等の種類ごとに、次に掲げるものとする。

- (1) 搬入年月日
- (2) 特定産業廃棄物等を排出した事業場の所在地及び当該事業場ごとの搬入量
- (3) 搬出年月日
- (4) 積替えのための保管にあっては、搬出先の氏名又は名称並びに住所及び当該搬出先ごとの搬出量
- (5) 処分又は循環的な利用のための保管にあっては、処分量又は利用量
(特定リサイクル可能物の保管基準)

第44条 条例第31条第1項に規定する規則で定める保管基準は、次のとおりとする。

- (1) 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。
 - ア 周囲に囲い(保管する特定リサイクル可能物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。) が設けられていること。
 - イ 見やすい箇所に次に掲げる要件を満たした掲示板が設けられていること。
 - (ア) 大きさは、縦及び横それぞれ60センチメートル以上であること。
 - (イ) 次に掲げる事項を表示したものであること。
 - a 特定リサイクル可能物の保管の場所である旨
 - b 保管する特定リサイクル可能物の種類
 - c 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
 - d 屋外において特定リサイクル可能物を容器を用いずに保管する場合にあっては、次号イに規定する高さのうち最高のもの
 - e 積替えのための保管又は循環的な利用をするための保管にあっては、第4号の規定により保管することができる特定リサイクル可能物の数量(以下「保管上限」という。)

(2) 保管の場所から特定リサイクル可能物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。

ア 特定リサイクル可能物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。

イ 屋外において特定リサイクル可能物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた特定リサイクル可能物の高さが、保管の場所の各部分について次の(ア)及び(イ)に掲げる場合に応じ、当該(ア)及び(イ)に定める高さを超えないようにすること。

(ア) 保管の場所の囲いに保管する特定リサイクル可能物の荷重が直接かかる構造である部分(以下「直接負荷部分」という。)がない場合 当該保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端(当該下端が地盤面に接していない場合にあっては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線)を通り、水平面に対し上方に50パーセントの勾配を有する面との交点(当該交点が2以上ある場合にあっては、最も地盤面に近いもの)までの高さ

(イ) 保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合 次のa及びbに掲げる部分に応じ、当該a及びbに定める高さ

a 直接負荷部分の上端から下方に垂直距離50センチメートルの線(直接負荷部分に係る囲いの高さが50センチメートルに満たない場合にあっては、その下端。)(以下「基準線」という。)から当該保管の場所の側に水平距離2メートル以内の部分 当該2メートル以内の部分の任意の点ごとに、次の(a)に規定する高さ(当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあっては、(a)又は(b)に規定する高さのうちいずれか低いもの)

(a) 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ

(b) (ア)に規定する高さ

b 基準線から当該保管の場所の側に水平距離 2 メートルを超える部分 当該 2 メートルを超える部分内の任意の点ごとに、次の(a)に規定する高さ（当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあっては、(a)又は(b)に規定する高さのうちいずれか低いもの）

(a) 当該点から、当該点を通る鉛直線と、基準線から当該保管の場所の側に水平距離 2 メートルの線を通り、水平面に対し上方に50パーセントの勾配を有する面との交点（当該交点が 2 以上ある場合にあっては、最も地盤面に近いもの）までの高さ

(b) (ア)に規定する高さ

ウ その他必要な措置

(3) 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

(4) 保管する特定リサイクル可能物の数量が、次に掲げる保管上限を超えないようにすること。

ア 積替えのための保管にあっては、当該保管の場所における 1 日当たりの平均的な搬出量に 7 を乗じて得られる数量（船舶を用いて運搬する場合であって、特定リサイクル可能物に係る当該船舶の積載量が、当該特定リサイクル可能物に係る保管上限を上回る場合を除く。）

イ 循環的な利用をするための保管にあっては、保管する特定リサイクル可能物の数量が、当該特定リサイクル可能物に係る利用施設の 1 日当たりの利用能力に相当する数量に14を乗じて得られる数量

第 6 章 産業廃棄物処理業の許可の基準等

第 1 節 産業廃棄物処理業

（産業廃棄物処理業の許可の基準）

第45条 施行規則第10条第 2 号イに規定する産業廃棄物収集運搬業並びに施行規則第10条の 5 第 1 号ロ(1)及び第 2 号ロ(1)に規定する産業廃棄物処分業の許可の申請者の能力に係る基準は、次に掲げる者が産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業に関し、市長が指定する機関が実施する当該業務に

係る講習を修了していることとする。

(1) 申請者が法人である場合には、その代表者若しくはその業務を行う役員
又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者

(2) 申請者が個人である場合には、当該申請者又は業を行おうとする区域に
存する事業場の代表者

2 施行規則第10条の13第2号イに規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業並びに施行規則第10条の17第1号口(1)及び第2号口(1)に規定する特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請者の能力に係る基準は、前項各号に掲げる者が特別管理産業廃棄物処理業に関し、市長が指定する機関が実施する当該業務に係る講習を修了していることとする。

3 施行規則第10条第2号口、第10条の5第1号口(2)、同条第2号口(2)、第10条の13第2号口、第10条の17第1号口(3)及び同条第2号口(3)に規定する申請者の経理的基礎の有無は、申請する事業の内容及び決算状況等に応じて市長が定める基準により審査するものとする。

(産業廃棄物処理業の許可証)

第46条 施行規則第10条の2、第10条の6、第10条の14及び第10条の18の許可証(以下「産業廃棄物処理業の許可証」という。)は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

2 産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物処理業の許可証の記載事項に変更を生じたときは、法第14条の2第3項及び第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出をする際、市長に産業廃棄物処理業の許可証の書換え交付を申請しなければならない。ただし、事業の範囲に変更を生じたとき(事業の一部を廃止したときを除く。)は、この限りでない。

3 産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物処理業の許可証を亡失し、又はき損したときは、産業廃棄物処理業許可証再交付申請書(第20号様式)により、速やかに市長に再交付を申請しなければならない。

(産業廃棄物処理業の許可証の返納)

第47条 産業廃棄物処理業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに産業廃棄物処理業の許可証を市長に返納しなければならない。

(1) 許可の期間が経過したとき。

- (2) 法第14条の2第1項又は法第14条の5第1項に規定する変更の許可を受けたとき。
 - (3) 前条第2項に規定する書換え交付を受けたとき。
 - (4) 許可を取り消されたとき。
- 2 産業廃棄物処理業者が、事業を廃止し、死亡し、合併（当該産業廃棄物処理業者である法人が存続するときは除く。）し、又は解散したときは、それぞれ本人、相続人、合併後存続する法人又は清算人は、直ちに産業廃棄物処理業の許可証を市長に返納しなければならない。
 - 3 産業廃棄物処理業者が、事業の停止を命ぜられたときは、その期間中産業廃棄物処理業の許可証を市長に返納しなければならない。
 - 4 産業廃棄物処理業者は、前条第3項の規定により産業廃棄物処理業の許可証の再交付を受けた後、亡失した処理業の許可証を発見したときは、直ちに発見した産業廃棄物処理業の許可証を市長に返納しなければならない。

第2節 産業廃棄物再生利用業

（産業廃棄物再生利用業の個別指定の申請等）

第48条 施行規則第9条第2号又は第10条の3第2号に規定する産業廃棄物再生利用業の個別指定（以下「個別指定」という。）を受けようとする者は、再生利用個別指定業指定申請書（第21号様式）により、市長に申請しなければならない。

- 2 個別指定を受けた者は、当該指定に係る事業の範囲を変更しようとするときは、再生利用個別指定業変更指定申請書（第22号様式）により、市長に変更の指定を申請しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

（再生利用個別指定業指定証）

第49条 前条第1項に規定する個別指定をしたときは、再生利用個別指定業指定証（第23号様式。以下「指定証」という。）を交付する。

- 2 前項の規定は、前条第2項に規定する事業の範囲の変更の指定について準用する。
- 3 第1項の規定により個別指定を受けた者（以下「個別指定業者」という。）は、指定証の記載事項の変更を生じたときは、次条の規定による届出をする

際、市長に指定証の書換え交付を申請しなければならない。ただし、事業の範囲に変更を生じたとき（事業の一部を廃止したときを除く。）は、この限りでない。

4 個別指定業者は、指定証を亡失し、又はき損したときは、再生利用個別指定業指定証再交付申請書（第24号様式）により、速やかに市長に再交付を申請しなければならない。

5 第46条第1項の規定は、指定証について準用する。

（再生利用個別指定業の廃止又は変更の届出）

第50条 個別指定業者は、個別指定に係る事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は次に掲げる事項を変更したときは、速やかに再生利用個別指定業変更等届出書（第25号様式）により、市長に届け出なければならない。

(1) 住所又は所在地

(2) 氏名又は名称

(3) 主たる事業所以外の事務所又は事業場の所在地

(4) 再生利用の目的

(5) 再生利用の方法

(6) 取引関係

(7) 排出者から受ける輸送費の単価

（再生利用個別指定業の指定証の返納）

第51条 個別指定業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに指定証を市長に返納しなければならない。

(1) 指定の期間が経過したとき。

(2) 第48条第2項に規定する変更の指定を受けたとき。

(3) 第49条第3項に規定する書換え交付を受けたとき。

(4) 指定を取り消されたとき。

2 個別指定業者が、事業を廃止し、死亡し、合併（当該個別指定業者である法人が存続するときは除く。）し、又は解散したときは、それぞれ本人、相続人、合併後存続する法人又は清算人は、直ちに指定証を市長に返納しなければならない。

3 個別指定業者が、事業の停止を命ぜられたときは、その期間中指定証を市

長に返納しなければならない。

- 4 個別指定業者は、第49条第4項の規定により指定証の再交付を受けた後、亡失した指定証を発見したときは、直ちに発見した指定証を市長に返納しなければならない。

第3節 産業廃棄物処理施設

(産業廃棄物処理施設の許可の基準)

第52条 施行規則第12条の2の3第1号に規定する産業廃棄物処理施設の許可の申請者の能力に係る基準は、産業廃棄物処理施設が稼動するまでに法第21条に規定する技術管理者の資格を取得しているものとする。

- 2 施行規則第12条の2の3第2号に規定する申請者の経理的基礎の有無は、申請する事業の内容及び決算状況等に応じて市長が定める基準により審査するものとする。

(産業廃棄物処理施設の許可証)

第53条 施行規則第12条の5の許可証(以下「産業廃棄物処理施設の許可証」という。)は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定に基づく法第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可を受けたとき。
 - (2) 法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定に基づく合併又は分割の認可を受けたとき。
 - (3) 法第15条の4において準用する法第9条の7第2項の規定に基づく相続の届出を行ったとき。
- 2 産業廃棄物処理施設の許可証の交付を受けた者は、産業廃棄物処理施設の許可証を亡失し、又はき損したときは、産業廃棄物処理施設許可証再交付申請書(第26号様式)により、速やかに市長に再交付を申請しなければならない。

(産業廃棄物処理施設の許可証の返納)

第54条 産業廃棄物処理施設の許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに産業廃棄物処理施設の許可証を市長に返納しな

なければならない。

(1) 産業廃棄物処理施設を廃止したとき。

(2) 許可を取り消されたとき。

- 2 第47条第3項及び第4項の規定は、産業廃棄物処理施設の許可証の交付を受けた者について準用する。この場合において、同条第3項中「産業廃棄物処理業者」とあるのは「産業廃棄物処理施設の設置者」と、「事業の停止」とあるのは「処理施設の使用の停止」と、「産業廃棄物処理業の許可証」とあるのは「産業廃棄物処理施設の許可証」と、同条第4項中「産業廃棄物処理業者」とあるのは「産業廃棄物処理施設の設置者」と、「前条第3項」とあるのは「第53条第2項」と、「産業廃棄物処理業の許可証」とあるのは「産業廃棄物処理施設の許可証」と読み替えるものとする。

(産業廃棄物処理施設の確認済証)

第55条 法第15条の2第5項(法第15条の2の5第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく検査の結果、産業廃棄物処理施設がその設置に関する計画に適合していると認めるときは、確認済証(第27号様式)を交付する。

第7章 雑則

(身分証明書)

第56条 条例第36条第2項に規定する身分を示す証明書の様式は、第28号様式のとおりとする。

(委任)

第57条 施行規則及びこの規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に附則第10項の規定による改正前の名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則(昭和47年名古屋市規則第42号。以下「改

正前規則」という。)の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則の相当規定に基づいて提出されたものとみなす。

- 3 この規則の施行の際現に改正前規則の規定に基づいて交付されている許可証等は、この規則の相当規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に受託している市外産業廃棄物の処分については、施行日から平成17年3月31日までの間は、第10条第1項の規定は、適用しない。
- 5 この規則の施行の際現に設置されている小規模産業廃棄物焼却施設(以下「既存小規模産業廃棄物焼却施設」という。)については、第34条第1項第1号イ(イ)の規定は、適用しない。
- 6 施行日から平成20年9月30日までの間における既存小規模産業廃棄物焼却施設については、第34条第1項第1号ア、エからクまで及びコの規定は、適用しない。
- 7 施行日から平成20年9月30日までの間における既存小規模産業廃棄物焼却施設(1時間当たりの処理能力が150キログラム未満で、かつ、火格子面積又は火床面積が1.5平方メートル未満のものを除く。)の維持管理に関する技術上の基準については、第35条第1項中「第4条第1項各号の規定の例によるほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおり」とあるのは、「第4条第1項各号の規定の例によるほか、第1号アからオまで及び次項各号のとおり」とする。

(既存小規模産業廃棄物焼却施設の届出)

- 8 条例附則第3条の規定による届出は、小規模産業廃棄物焼却施設設置届出書(第13号様式)に準じて作成した小規模産業廃棄物焼却施設使用届出書によりしなければならない。この場合において、当該届出に係る第31条第3項の規定の適用については、同項第5号中「着工予定年月日及び使用開始予定年月日」とあるのは、「設置年月日」とする。
- 9 前項の規定による届出に添付する書類及び図面については、第31条第4項の規定を準用する。

(名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則の一部改正)

- 10 名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則の一部を次のように改正

する。

第 8 条の 2 を削る。

第 9 条第 2 項中「並びに施行規則第10条の 2、施行規則第10条の 6、施行規則第10条の14及び施行規則第10条の18」を削り、同条第 3 項中「及び法第14条第 1 項若しくは第 4 項又は法第14条の 4 第 1 項若しくは第 4 項の規定により許可を受けた者(以下「産業廃棄物処理業者等」という。)」及び「(法第14条の 3 及び法第14条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。)」を削り、同条第 4 項中「及び産業廃棄物処理業者等」を削る。

第 9 条の 2 第 1 項中「若しくは施行規則第 2 条の 3 第 2 号」を「又は施行規則第 2 条の 3 第 2 号」に改め、「又は施行規則第 9 条第 2 号若しくは施行規則第10条の 3 第 2 号に規定する産業廃棄物再生利用業」を削る。

第10条第 2 項を削る。

第12条第 1 項中「及び産業廃棄物処理業者等」を削り、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第 2 項から第 4 項までの規定中「及び産業廃棄物処理業者等」を削る。

第14条の 2 第 2 項中「及び施行規則第12条の 5」を削り、同項第 1 号中「(法第15条の 4 において準用する場合を含む。)」、「又は法第15条第 1 項」及び「又は産業廃棄物処理施設」を削り、同項第 2 号及び第 3 号中「(法第15条の 4 において準用する場合を含む。)」を削る。

第14条の 5 中「又は法第15条の 2 第 5 項(法第15条の 2 の 4 第 2 項において準用する場合を含む。)」を削る。

第17条の 2 を削る。

第 7 号様式の 3、第 7 号様式の 4 及び第 7 号様式の 6 中 「一般廃棄物
産業廃棄物」を
「一般廃棄物」に改める。

第10号様式を次のように改める。

第10号様式 削除

第10号様式の 2 を削る。

第12号様式の 2、第12号様式の 3 及び第13号様式の 6 中 「一般廃棄物
産業廃棄物」を

「一般廃棄物」に改める。

第16号様式を次のように改める。

第16号様式 削除

第16号様式の 2 及び第16号様式の 3 を削る。

第1号様式（第6条関係）

<p>特別管理産業廃棄物発生事業場設置報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>（あて先）名古屋市長</p> <p style="text-align: center;">住 所 （所在地） 氏 名 （名称及び代表者氏名）</p> <p>名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例第8条第1項の規定により、次のとおり報告します。</p>	
事業場の名称	
事業場の所在地	
事業場で発生する特別管理産業廃棄物の種類	
特別管理産業廃棄物管理責任者（未設置の事業場の場合は、予定されている方）の職名、氏名及び資格	（フリガナ）
	職名 氏名
	資格
特別管理産業廃棄物が発生する事業場を設置した日	年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第 2 号様式（第 7 条関係）

特別管理産業廃棄物発生事業場変更等報告書

年 月 日

（あて先）名古屋市長

住 所
（所在地）
氏 名
（名称及び代表者氏名）

名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり報告します。

	事 項	変 更 後	変 更 前
変更の 内容	氏名又は名称		
	住所又は所在地		
	事業場の名称		
	事業場の所在地		
	事業場で発生する 特別管理産業廃棄物 の種類		
変 更 の 理 由			
変 更 年 月 日		年 月 日	
廃 止 の 理 由			
廃 止 年 月 日		年 月 日	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

第4号様式（第10条関係）

市外産業廃棄物処分届出書

年 月 日

（あて先）名古屋市長

住 所
（所在地）
氏 名
（名称及び代表者氏名）
許可番号

印

名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例第10条第1項の規定により、市外産業廃棄物の処分について届け出ます。

排出事業者	氏名又は名称				
	住所又は所在地				
市外産業廃棄物排出事業場	名称				
	所在地				
処分期間		年 月 日から	年 月 日まで		
処分しようとする市外産業廃棄物	種類				
	性状				
	数量				
	処分方法				
中間処理後の廃棄物	種類				
	処分方法				
	処分者の氏名又は名称				

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第5号様式（第11条関係）

収集運搬業務実績報告書（年度）

年 月 日

（あて先）名古屋市長

報告者
住 所
（所在地）
氏 名
（名称及び代表者氏名）

年度の産業廃棄物特別管理産業廃棄物の収集運搬業務実績について、名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例第11条の規定により、次のとおり報告します。

許可番号	収集場所の区域	運搬量	許可年月日		処分方法等
			運搬先名称	運搬先所在地	

注 この報告書は、前年4月1日から3月31日までの産業廃棄物の年間運搬量を記載して6月30日までに提出してください。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第7号様式（第13条関係）

大規模建設工事の産業廃棄物処理計画書

年 月 日

（あて先）名古屋市長

住 所
（所在地）
氏 名
（名称及び代表者氏名）

名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例第14条第1項の規定により、大規模建設工事に係る産業廃棄物処理計画を提出します。

1 工事の概要

工事の名称	
工事の場所	
工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで
解体工事の対象の建築物のあらまし及び床面積	（解体工事に係る床面積の合計 m ² ）

2 産業廃棄物処理計画

産業廃棄物の種類		
予 測 値	発 生 量	
	自 社 処 理	資源化量
		減量化量
委 託 処 理	最終処分量	
予 測 値	委 託 処 理	資源化量
		減量化量
	最終処分量	
減量及び処理の方法の計画のあらまし		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第8号様式（第14条関係）

大規模建設工事の産業廃棄物処理状況報告書

年 月 日

（あて先）名古屋市長

住 所
（所在地）
氏 名
（名称及び代表者氏名）

名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例第14条第2項の規定により、大規模建設工事に係る産業廃棄物の処理状況を報告します。

1 工事の概要

工事の名称	
工事の場所	

2 産業廃棄物の処理状況

産業廃棄物の種類			
処理状況	発生量		
	自社処理	資源化量	
		減量化量	
		最終処分量	
	委託処理	資源化量	
		減量化量	
		最終処分量	
	減量及び処理の方法		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第9号様式（第17条関係）

（表面）

建設汚泥再生利用計画届出書

年 月 日

（あて先）名古屋市長

住 所
（所在地）
氏 名
（名称及び代表者氏名）

印

名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例第16条第1項の規定により、建設汚泥の再生利用計画について届け出ます。

建設汚泥が発生する工事に関する事項	工事の名称		
	工事の場所		
	発注者	氏名又は名称	
		住所又は所在地	
	工事の期間		年 月 日から 年 月 日まで
再生利用の内容に関する事項	建設汚泥の性状		
	建設汚泥の再生の方法		
	再生品の性状		
	再生品の利用方法及び利用量の見込み		

(裏面)

再生利用の用に供する施設に関する事項	施設の所在地		
	施設の処理能力		
	施設のあらまし		
再生品を利用する工事に関する事項	工事の名称		
	工事の場所		
	発注者	氏名又は名称	
		住所又は所在地	
	工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

第10号様式（第18条関係）

建設汚泥再生利用状況報告書

年 月 日

（あて先）名古屋市長

住 所
（所在地）
氏 名
（名称及び代表者氏名）

印

名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例第16条第3項の規定により、建設汚泥の再生利用状況について報告します。

建設汚泥 が発生し た工事	工事の名称	
	工事の場所	
	建設汚泥の性状及び量	
再生品を 利用した 工事	工事の名称	
	工事の場所	
	再生品の性状、利用方法及び量	
再生利用の完了した年月日		年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第12号様式（第23条関係）

<h2 style="margin: 0;">説明会開催状況報告書</h2>	
<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> 年 月 日 </div> （あて先）名古屋市長	
住 所 （所在地） 氏 名 （名称及び代表者氏名）	
名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例第17条第3項の規定により、説明会の開催の状況について、次のとおり報告します。	
開催の日時	年 月 日 時
開 催 の 場 所	施設の名称及び所在地
	出席人数
	説明者の氏名
説明会の対象とした関係地域の範囲	
開催状況のあらまし	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A 4とする。

（表面）

<h2 style="margin: 0;">小規模産業廃棄物焼却施設設置届出書</h2> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">（あて先）名古屋市長</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p>住所 （所在地）</p> <p>氏名 （名称及び代表者氏名）</p> <p style="margin-left: 100px;">印</p> </div> <p style="margin-top: 20px;">名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例第20条の規定により、小規模産業廃棄物焼却施設の設置について、次のとおり届け出ます。</p>						
小規模産業廃棄物焼却施設の設置の場所						
小規模産業廃棄物焼却施設において処理する産業廃棄物の種類						
着工予定年月日	年 月 日					
使用開始予定年月日	年 月 日					
小規模産業廃棄物焼却施設の処理能力	<div style="text-align: right;"> <p>m³ / 日 () 時間</p> <p>kg / 日 () 時間</p> <p>m³ / 時間</p> <p>kg / 時間</p> <p>火格子面積・火床面積</p> <p>m²</p> </div>					
小規模産業廃棄物焼却施設の構造等に係る事項	小規模産業廃棄物焼却施設の位置					
	小規模産業廃棄物焼却施設の処理方式					
	小規模産業廃棄物焼却施設の構造及び設備					
	処理に伴い発生する排ガス及び排水	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="padding: 5px;">量</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px;">処理方法 (排出の方法 (排出口の位置、排出先等を含む。))を含む。)</td> </tr> </table>		量		処理方法 (排出の方法 (排出口の位置、排出先等を含む。))を含む。)
		量				
		処理方法 (排出の方法 (排出口の位置、排出先等を含む。))を含む。)				
設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値						
その他小規模産業廃棄物焼却施設の構造等に関する事項						

(裏面)

小規模産業 廃棄物焼却 施設の維持 管理の方法 に係る事項	排ガスの性状及び放流水の 水質の測定頻度に関する事 項		
	その他小規模産業廃棄物焼 却施設の維持管理の方法に 関する事項		
施設管理者の氏名 (資格の内容)			()
焼却灰及び ばいじんの 処分方法	特別管理産業廃 棄物以外の産業 廃棄物	区 分	自家処分 委託処分
		処分方法	
	特別管理産業廃 棄物	区 分	自家処分 委託処分
		処分方法	
産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方 法に関する事項			
受付番号			

注 欄は記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第14号様式（第32条関係）

小規模産業廃棄物焼却施設構造等変更届出書	
年 月 日	
（あて先）名古屋市長	
住 所 （所在地）	
氏 名 （名称及び代表者氏名）	
印	
<p>名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例第21条の規定により、小規模産業廃棄物焼却施設の構造等の変更について、次のとおり届け出ます。</p>	
小規模産業廃棄物焼却施設の設置の場所	
変更の内容	<p>小規模産業廃棄物焼却施設の構造に関する事項</p>
	<p>小規模産業廃棄物焼却施設の維持管理の方法に関する事項</p>
設 置 年 月 日	年 月 日
変 更 の 理 由	
着 工 予 定 年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日
受 理 番 号	

注 欄は記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第15号様式（第33条関係）

小規模産業廃棄物焼却施設設置（構造等変更）届出受理書

第 年 月 日
年 月 日

様

名古屋市長

印

年 月 日 次の届出書を受理しました。

届出の根拠	名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例 第20条（第21条）
届出の内容	小規模産業廃棄物焼却施設の設置（小規模産業廃棄物焼却施設の構造等の変更）
受理番号	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第16号様式（第36条関係）

小規模産業廃棄物焼却施設氏名等変更（廃止）届出書

年 月 日

（あて先）名古屋市長

住 所
（所在地）

氏 名
（名称及び代表者氏名）

名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例第24条の規定により、小規模産業廃棄物焼却施設の氏名等の変更について、次のとおり届け出ます。

小規模産業廃棄物焼却施設の設置の場所			
		変 更 後	変 更 前
変 更 の 内 容	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名		
	小規模産業廃棄物焼却施設の設置の場所		
	小規模産業廃棄物焼却施設において処理する産業廃棄物の種類		
	小規模産業廃棄物焼却施設の処理能力		
	施設管理者の氏名		
変 更 の 理 由			
変 更 年 月 日		年 月 日	
廃 止 の 理 由			
廃 止 年 月 日		年 月 日	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A 4とする。

第17号様式（第37条関係）

<h2 style="margin: 0;">小規模産業廃棄物焼却施設承継届出書</h2>		
年 月 日		
（あて先）名古屋市長		
住 所 （所在地）		
氏 名 （名称及び代表者氏名）		
印		
小規模産業廃棄物焼却施設の届出者の地位を承継したので、名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例第25条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。		
小規模産業廃棄物焼却施設の設置の場所		
承 継 の 年 月 日	年 月 日	
被 承 継 者	住 所 （所在地）	
	氏 名 （名称及び代表者氏名）	
承 継 の 理 由		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第18号様式（第40条関係）

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">特定産業廃棄物等保管届出書</p>		
<p style="font-size: 1.1em; margin: 0;">年 月 日</p>		
<p style="margin: 0;">（あて先）名古屋市長</p>		
<p style="margin: 0;">住 所 （所在地）</p>		
<p style="margin: 0;">氏 名 印 （名称及び代表者氏名）</p>		
<p style="margin: 0;">名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例第29条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、特定産業廃棄物等の保管について、次のとおり届け出ます。</p>		
<p style="margin: 0;">保管する特定産業廃棄物等の種類</p>		
<p style="margin: 0;">保管する場所</p>	<p style="margin: 0;">所 在 地</p>	
	<p style="margin: 0;">面 積</p>	<p style="margin: 0;">m²</p>
	<p style="margin: 0;">特定産業廃棄物等の保管量 の上限 （積み上げることができる高さ）</p>	<p style="margin: 0;">（ m ）</p>
	<p style="margin: 0;">土地の所有者の氏名又は 名称及び住所</p>	
<p style="margin: 0;">保管開始予定年月日</p>	<p style="margin: 0;">年 月 日</p>	
<p style="margin: 0;">保管終了予定年月日</p>	<p style="margin: 0;">年 月 日</p>	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A 4とする。

第19号様式（第42条関係）

特定産業廃棄物等保管変更等届出書

年 月 日

（あて先）名古屋市長

住 所
（所在地）

氏 名
（名称及び代表者氏名） 印

名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例第29条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、特定産業廃棄物等の保管の変更等について、次のとおり届け出ます。

特定産業廃棄物等を保管する場所の所在地			
変更の内容		変 更 後	変 更 前
	保管する特定産業廃棄物等の種類		
	保管する場所の面積	m ²	m ²
	特定産業廃棄物等の保管量の上限及び積み上げることができる高さ	m	m
	保管する場所の土地の所有者の氏名又は名称及び住所		
	保管開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
	保管終了予定年月日	年 月 日	年 月 日
変 更 の 理 由			
変 更 年 月 日	年 月 日		
廃 止 の 理 由			
廃 止 年 月 日	年 月 日		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A 4とする。

第20号様式（第46条関係）

産業廃棄物処理業許可証再交付申請書

年 月 日

（あて先）名古屋市長

申請者

住 所

（所在地）

氏 名

印

（名称及び代表者氏名）

名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する規則第46条第3項の規定により、産業廃棄物処理業の許可証の再交付を、次のとおり申請します。

許可年月日	年 月 日
許可番号	
事業の範囲	
再交付申請の理由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第21号様式（第48条関係）

再生利用個別指定業指定申請書

年 月 日

（あて先）名古屋市長

申請者

住 所
（所在地）

氏 名 印
（名称及び代表者氏名）

名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する規則第48条第1項の規定により、産業廃棄物の再生利用個別指定業の指定を、次のとおり申請します。

事業の範囲	再生活用及び再生輸送の別		再 生 活 用 ・ 再 生 輸 送
	取扱産業廃棄物の種類		
主たる事務所以外の事務所及び事業場の所在地			
再生利用の目的			
再生利用の方法	施設の種類、数量、設置場所及び能力		
	施設の方式、構造及び設備のあらまし		
取引関係	排出者	住所又は所在地	
		氏名又は名称	
	再生活用業者	住所又は所在地	
		氏名又は名称	
	再生輸送業者	住所又は所在地	
		氏名又は名称	
再生活用により得られる有用物の利用方法			
排出者から受ける輸送費の単価			
事業開始予定年月日			年 月 日

注 選択項目は該当するものに○を付けてください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第22号様式（第48条関係）

再生利用個別指定業変更指定申請書

年 月 日

（あて先）名古屋市長

申請者

住 所
（所在地）

氏 名

印

（名称及び代表者氏名）

名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する規則第48条第2項の規定により、産業廃棄物の再生利用個別指定業の事業の範囲の変更の指定を、次のとおり申請します。

指定年月日	年 月 日		
指定番号			
変更の内容	再生活用及び再生輸送の別	変更後	
		変更前	
	取扱廃棄物の種類	変更後	
		変更前	
変更の理由			
変更に伴う再生利用の方法			
変更に伴う取引関係			
変更予定年月日	年 月 日		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第23号様式（第49条関係）

指令 第 号	
<h2 style="margin: 0;">再生利用個別指定業指定証</h2>	
住 所 （所在地） 氏 名 （名称及び代表者氏名）	
名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する規則第49条第1項の規定により、 を、次のとおり指定します。	
年 月 日	
名古屋市長 印	
指定番号	
指定年月日	
指定の有効年月日	年 月 日から 年 月 日まで
事業の範囲	再生活用及び再生輸送の別 取扱廃棄物の種類
再生利用の方法	再生活用 ・ 再生輸送
取引関係	
指定の変更の状況等	

注 選択項目は該当するものに を付けてください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第24号様式（第49条関係）

再生利用個別指定業指定証再交付申請書

年 月 日

（あて先）名古屋市長

申請者

住 所

（所在地）

氏 名

印

（名称及び代表者氏名）

名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する規則第49条第4項の規定により、産業廃棄物の再生利用個別指定業の指定証の再交付を、次のとおり申請します。

指定年月日	年 月 日
指定番号	
事業の範囲	再生活用及び再生輸送の別 再生活用 ・ 再生輸送
	取扱廃棄物の種類
再交付申請の理由	

注 選択項目は該当するものに○を付けてください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第25号様式（第50条関係）

再生利用個別指定業変更等届出書

年 月 日

（あて先）名古屋市長

住 所
（所在地）

氏 名
（名称及び代表者氏名）

印

名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する規則第50条の規定により、産業廃棄物の再生利用個別指定業の変更等について、次のとおり届け出ます。

指定年月日及び指定番号		年 月 日	
		変 更 後	変 更 前
変 更 の 内 容	住所又は所在地		
	氏名又は名称及び代表者氏名		
	主たる事務所以外の事務所又は事業場の所在地		
	再生利用の目的		
	再生利用の方法		
	取引関係		
	排出者から受ける輸送費の単価		
変 更 の 理 由			
変 更 年 月 日		年 月 日	
廃 止 し た 事 業 の 範 囲		全 部 ・ 一 部 ()	
廃 止 の 理 由			
廃 止 年 月 日		年 月 日	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第26号様式（第53条関係）

産業廃棄物処理施設許可証再交付申請書

年 月 日

（あて先）名古屋市長

申請者

住 所

（所在地）

氏 名

印

（名称及び代表者氏名）

名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する規則第53条第2項の規定により、産業廃棄物処理施設の許可証の再交付を、次のとおり申請します。

許可年月日	年 月 日
許可番号	
施設の種類	
設置場所	
再交付申請の理由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第27号様式（第55条関係）

第 号

確 認 済 証

許 可 年 月 日

許 可 番 号

設 置 場 所

設 置 者 住 所

設 置 者 氏 名

上記の産業廃棄物処理施設がその設置に関する計画に適合することを確認します。

年 月 日

名古屋市長

印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第28号様式（第56条関係）

（表面）

第 号	
身 分 証 明 書	
氏 名	
生年月日	
年 月 日生	
<p>上記の者は、名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例第36条第1項の規定により、事業者、産業廃棄物処理業者及び土地所有者等の事務所若しくは事業場、産業廃棄物の不適正な処理等が行われた土地に立ち入り、必要な帳簿書類、施設その他の物件を検査し、又は試験の用に供するのに必要な限度において産業廃棄物を無償で収去する職権を有する者であることを証明する。</p>	
年 月 日	
名古屋市長	
印	

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横8センチメートルとする。

（裏面）

名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例（抜すい）
<p>（報告及び立入検査）</p> <p>第36条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者、産業廃棄物処理業者及び土地所有者等（以下「事業者等」という。）から必要な報告を求め、又はその職員に、事業者等の事務所若しくは事業場、産業廃棄物の不適正な処理等が行われた土地に立ち入り、必要な帳簿書類、施設その他の物件を検査させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において産業廃棄物を無償で収去させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>

特殊勤務手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 5 月18日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市規則第76号

特殊勤務手当規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当規則（平成15年名古屋市規則第67号）の一部を次のように改正する。

第19条に次の1項を加える。

- 5 条例第12条の23第1項第2号の規定は、条例第12条の25に規定する手当を受けるとのことができる職員には適用しない。

第21条第1項第1号中「病棟に勤務」の次に「(第19条第3項第2号に掲げる救急医療体制下で勤務する者にあつては、兼務を含む。)」を加える。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日（以下「公布日」という。）から施行する。ただし、この規則による改正後の特殊勤務手当規則（以下「改正後規則」という。）第21条第1項の規定は平成16年1月1日（以下「適用日」という。）

から適用する。

(経過措置)

- 2 適用日から公布日の前日までの間における改正後規則第21条第1項第1号に規定する第19条第3項第2号に掲げる救急医療体制下で勤務する助産師、看護師及び准看護師に対する改正後規則第21条第2項第1号の規定の適用については、同号中「3,780円」とあるのは「3,280円」と、「3,020円」とあるのは「2,520円」とする。

市長の給料の特例に関する条例の規則で定める日を定める規則をここに公布する。

平成16年 5月18日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市規則第77号

市長の給料の特例に関する条例の規則で定める日を定める規則

市長の給料の特例に関する条例（平成16年名古屋市条例第46号）の規則で定める日は、平成16年 5月18日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例施行細則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成16年 5 月20日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市規則第78号

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例施行細則の一部を改
正する規則

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例施行細則（昭和63年名古屋市規
則第 103 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「

金山総合駅北口自転車駐車 場	名古屋市中区金山一丁目1702番 1
-------------------	--------------------

を

」

「

金山総合駅北口自転車駐車 場	名古屋市中区金山一丁目31番
-------------------	----------------

に

」

改める。

附 則

この規則は、平成16年6月1日から施行する。

市長代理順序規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 5月21日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市規則第79号

市長代理順序規則の一部を改正する規則

市長代理順序規則（昭和32年名古屋市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

「通り」を「とおり」に、

「(1) 名古屋市助役 鈴木勝久 を (1) 名古屋市助役 因田義男
(2) 名古屋市助役 因田義男」を (2) 名古屋市助役 塚本孝保」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年 5月24日から施行する。
- 2 名古屋市公有財産規則（平成16年名古屋市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第67条第 2 項中「鈴木助役」を「塚本助役」に改める。

名古屋市図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに
公布する。

平成16年 5月21日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市規則第80号

名古屋市図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規
則

名古屋市図書館条例の一部を改正する条例（平成16年名古屋市条例第13号）
の施行期日は、平成16年 7月15日とする。

名古屋市告示第 237 号

道路法による違法物件の除却公告

道路法（昭和27年法律第 180号）第43条第 2号の規定に違反し、道路管理上支障となっている物件について、その除却を命ずべき者を確認することができないので、同法第71条第 3項の規定に基づき次のとおり公告します。

平成16年 5月17日

名古屋市長 松原武久

- 1 下記の物件の所有者は、平成16年 5月30日までにこの物件を撤去してください。
- 2 上記期限までに撤去されない場合は、市長又は市長の命じた者若しくは委任した者が、下記の物件の所有者等の負担において除却処分します。

記

所在地	メーカー名	車種	登録番号等	色
港区善進本町 487 番地先道路	ニッサン	180X	不詳	黒
港区小碓 3丁目 259 番地先道路	ニッサン	グロリア	名古屋33つ8356	白
港区当知 3丁目2002 番地先道路	ニッサン	サニー	PB310-052032	赤
港区小碓 1丁目 154 番地先道路	ニッサン	グロリア	PY31-309284	銀
港区神宮寺 1丁目 601番地先道路	トヨタ	カリーナED	不詳	灰
港区善進本町 487 番地先道路	トヨタ	スプリンタ ー	不詳	白
港区神宮寺 1丁目601 番地先道	外国車	BMW	三重33ひ2323	銀

港区神宮寺 1丁目601 番地先道路	ニッサン	ラルゴ	NW80-003543	黒
-----------------------	------	-----	-------------	---

名古屋市緑政土木局道路部道路管理課

名古屋市告示第 238号

身体障害者居宅支援事業者の指定について

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第17条の17第 1項の規定により、
身体障害者指定居宅支援事業者として、次のとおり指定しました。

平成16年 5月17日

名古屋市長 松 原 武 久

1 身体障害者居宅介護

事業者番号	指定事業所	指定事業者	指定年月日
23100101071117	訪問介護きらら 名古屋市中村区烏森町 6丁目16番地	有限会社坪井 名古屋市中村区稲上 町 1丁目22番地の 4 取締役 坪井照子	平成15年 8 月 1日
23100101075118	訪問介護ステーション ゆう 名古屋市昭和区伊勝町 2丁目13番地の 2	有限会社ゆう 名古屋市昭和区伊勝 町 2丁目13番地の 2 代表取締役 鴛谷薫	平成15年 8 月16日
23100101079110	チェリッシュケアセン ター 名古屋市天白区中平五 丁目 614番地	有限会社チェリッシ ュ企画 名古屋市天白区中平 五丁目 614番地 取締役 石川千壽子	平成15年 9 月 1日
23100101088111	ひかり介護 名古屋市守山区大森二 丁目1413番地	中部ひかり二十四介 護センター有限会社 名古屋市守山区天子 田三丁目 701番地 取締役 山田晃	平成15年 9 月16日
23100101091115	ヘルパーステーショ ン・カイ 名古屋市千種区東山通 4丁目15番地の 1	有限会社ヘルパーズ クール・カイ 名古屋市千種区東山 通 4丁目15番地の 1 代表取締役 堀ひと み	平成15年 9 月16日

23100101097112	シンセイライフ 名古屋市北区丸新町 405番地	有限会社真晴 名古屋市北区丸新町 405番地 代表取締役 布野孝 幸	平成15年10 月1日
23100101100114	株式会社コムスン名古 屋西ケアセンター 名古屋市西区香呑町 6丁目12番地の4	株式会社コムスン 東京都港区六本木六 丁目10番1号 代表取締役 折口雅 博	平成15年10 月1日
23100101103118	アサヒサンクリーニ在 宅介護センター浄心 名古屋市西区上名古屋 三丁目13番3号	アサヒサンクリーニ 株式会社 東京都北区上十条一 丁目2番15号 代表取締役 斉藤葉 子	平成15年10 月1日
23100101113117	株式会社にじのさと名 古屋西サービスセンタ ー 名古屋市西区花の木一 丁目4番4号	株式会社にじのさと 名古屋市中川区高畑 二丁目1番地 代表取締役 横山俊 徳	平成15年10 月16日
23100101124114	あたたかい心相生山ケ アセンター 名古屋市天白区久方一 丁目148番地	特定非営利活動法人 あたたかい心 名古屋市千種区内山 一丁目11番16号 理事長 岸田泰彦	平成15年11 月16日
23100101130111	総合福祉ツクイ名古屋 千年 名古屋市熱田区千年一 丁目9番57号	株式会社ツクイ 神奈川県横浜市港南 区上大岡西一丁目6 番1号 代表取締役 津久井 督六	平成15年11 月16日
23100101131119	オーバル 名古屋市名東区植園町 1丁目64番地	有限会社オーバル 名古屋市名東区植園 町1丁目64番地 取締役 清水俊元	平成15年12 月1日
23100101137116	ジョインライフ介護サ ービス 名古屋市中村区太閤通 8丁目30番地	株式会社ジョインラ イフ 名古屋市西区名駅二 丁目9番14号 代表取締役 田村誠	平成15年12 月1日
23100101139112	かいごの杜	有限会社トータルケ	平成15年12

	名古屋市北区敷島町37番地	アシステム 名古屋市天白区元植田一丁目2503番地 代表取締役 宇野博文	月 1日
23100101139112	かいごの杜 名古屋市北区敷島町37番地	有限会社トータルケアシステム 名古屋市天白区元植田一丁目2503番地 代表取締役 宇野博文	平成15年12月 1日
23100101142116	株式会社コムスン昭和ケアセンター 名古屋市昭和区花見通1丁目 1番地	株式会社コムスン 東京都港区六本木六丁目10番 1号 代表取締役 折口雅博	平成15年12月 1日
23100101146117	ウェルケア中川 名古屋市中川区八田町1902番地	株式会社矢木楽器店 名古屋市中川区八田町1902番地 代表取締役 矢木昭雄	平成15年12月 1日
23100101150119	サポートハウス未来図 名古屋市中区千代田三丁目 8番 3号	特定非営利活動法人東海福祉移動研究協議会 名古屋市中区千代田三丁目 8番 3号 理事長 山田和男	平成16年 1月 1日
23100101154111	ヒューマンライフケアちくさ 名古屋市中種区春岡一丁目 5番 4号	ヒューマンリソシア株式会社 東京都新宿区西新宿六丁目 6番 2号 代表取締役 桑原加鶴子	平成16年 1月 1日
23100101159110	アイリスケアセンターくさなぎ 名古屋市中村区草薙町2丁目 5番地	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台 2丁目 9番地 代表取締役 寺田明彦	平成16年 1月 1日
23100101160118	訪問介護パル 名古屋市名東区小井掘町1001番地	有限会社パル 名古屋市名東区小井掘町1001番地 代表取締役 諸橋保	平成16年 1月 1日

		男	
23100101164110	株式会社ヘルシーサービス 南山営業所 名古屋市昭和区五軒家町12番地の3	株式会社ヘルシーサービス 千葉市中央区今井1丁目19番地の12 代表取締役 近藤勝則	平成16年2月1日
23100101165117	ハートステーション 名古屋市昭和区元宮町6丁目34番地の1	有限会社フォルマント・テック 名古屋市昭和区元宮町6丁目34番地の1 代表取締役 木全国雄	平成16年2月1日
23100101168111	エヌ・エス北訪問介護事業所 名古屋市北区水草町1丁目68番地	エヌ・エス株式会社 名古屋市守山区瀬古三丁目1214番地 代表取締役 西脇良子	平成16年2月1日
23100101171115	にじのさと西センター 名古屋市西区花の木1丁目4番4号	株式会社クリスタル介護センター 東京都中野区弥生町5丁目20番7号 代表取締役 嶋岡学	平成16年2月1日
23100101176114	高齢者生協ヘルプサービスあまこだ 名古屋市守山区向台1丁目1218番地	愛知県高齢者生活協同組合 名古屋市中区平和2丁目2番3号 理事長 長谷川勝彦	平成16年2月1日
23100101179118	杉の木ヘルパーステーション 名古屋市西区押切1丁目9番6号	株式会社ティーエムネットワーク 名古屋市西区押切1丁目9番6号 代表取締役 富田和重	平成16年2月16日
23100101182112	ヘルパーステーションハウス 名古屋市西区江向町6丁目41番地	有限会社ハウス 名古屋市西区江向町6丁目41番地 代表取締役 山下正枝	平成16年2月16日
23100101185115	アイリスケアセンター 桃山 名古屋市緑区桃山三丁	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	平成16年2月16日

	目 510番地	代表取締役 寺田明彦	
23100101187111	ヘルパーステーション れんげ 名古屋市中川区中島新 町二丁目 801番地	有限会社蓮華 名古屋市中川区中島 新町二丁目 801番地 代表取締役 加藤丈 典	平成16年 2 月16日
23100101190115	アミカ名古屋南介護セ ンター 名古屋市南区桜台一丁 目16番11号	株式会社アミカ 静岡県藤枝市前島 2 丁目11番 9号 代表取締役 松島伸 吾	平成16年 3 月 1日
23100101191113	介護サービスさくら砂 田橋事業所 名古屋市東区砂田橋一 丁目 1番地	特定非営利活動法人 介護サービスさくら 名古屋市名東区西山 本通 2丁目23番地 会長 村居多美子	平成16年 3 月 1日
23100101194117	ホームヘルプひだまり 名古屋市熱田区南一番 町 2番 5号	社会福祉法人さふら ん会 名古屋市中区千代田 三丁目21番14号 理事長 戸田伊助	平成16年 3 月 1日
23100101196112	介護支援センターハイ エスト 名古屋市西区庄内通 3丁目 4番地	有限会社ハイエスト コーポレーション 名古屋市西区庄内通 3丁目 4番地 代表取締役 林正朗	平成16年 3 月 1日
23100101198118	ヘルパーステーション サンホープ 名古屋市西区中小田井 五丁目35番地	社会福祉法人名肢会 名古屋市西区中小田 井五丁目35番地 理事長 石田栄一	平成16年 3 月 1日
23100101200112	アイアイサービス中村 公園ケアセンター 名古屋市中村区砂田町 2丁目24番地	有限会社アイアイサ ービス 名古屋市中村区砂田 町 2丁目24番地 取締役 谷崎洋子	平成16年 3 月16日
23100101203116	ヘルパーステーション あかね 名古屋市天白区菅田一 丁目2506番地	有限会社あかね福祉 サービス 名古屋市天白区菅田 一丁目2506番地 取締役 火口弥生	平成16年 3 月16日

2 身体障害者デイサービス

事業者番号	指定事業所	指定事業者	指定年月日
23100101108125	小規模障害者活動センターやまびこ 名古屋市中村区横井一丁目 175番地	社会福祉法人やまびこ福祉会 名古屋市中村区八社一丁目86番地の1 理事長 土屋修	平成15年10月1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害施設課

名古屋市告示第 239号

知的障害者居宅支援事業者の指定について

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の17第1項の規定により、知的障害者指定居宅支援事業者として、次のとおり指定しました。

平成16年 5月17日

名古屋市長 松原武久

1 知的障害者居宅介護

事業者番号	指定事業所	指定事業者	指定年月日
23100201072114	訪問介護きらら 名古屋市中村区烏森 町 6丁目16番地	有限会社坪井 名古屋市中村区稲上 町 1丁目22番地の 4 取締役 坪井照子	平成15年 8 月 1日
23100201076115	訪問介護ステーション ゆう 名古屋市昭和区伊勝 町 2丁目13番地の 2	有限会社ゆう 名古屋市昭和区伊勝 町 2丁目13番地の 2 代表取締役 鷺谷薫	平成15年 8 月16日
23100201080117	チェリッシュケアセ ンター 名古屋市天白区中平 五丁目 614番地	有限会社チェリッシュ ユ企画 名古屋市天白区中平 五丁目 614番地 取締役 石川千壽子	平成15年 9 月 1日
23100201089118	ひかり介護 名古屋市守山区大森 二丁目1413番地	中部ひかり二十四介 護センター有限会社 名古屋市守山区天子 田三丁目 701番地 取締役 山田晃	平成15年 9 月16日
23100201092112	ヘルパーステーショ ン・カイ 名古屋市千種区東山 通 4丁目15番地の 1	有限会社ヘルパーズ クール・カイ 名古屋市千種区東山 通 4丁目15番地の 1 代表取締役 堀ひと み	平成15年 9 月16日

23100201098119	シンセイライフ 名古屋市北区丸新町 405番地	有限会社真晴 名古屋市北区丸新町 405番地 代表取締役 布野孝 幸	平成15年10 月 1日
23100201101111	株式会社コムスン名 古屋西ケアセンター 名古屋市西区香呑町 6丁目12番地の 4	株式会社コムスン 東京都港区六本木六 丁目10番 1号 代表取締役 折口雅 博	平成15年10 月 1日
23100201104115	アサヒサンクリー ン在宅介護センター 浄心 名古屋市西区上名古 屋三丁目13番 3号	アサヒサンクリー ン株式会社 東京都北区上十条一 丁目 2番15号 代表取締役 斉藤葉 子	平成15年10 月 1日
23100201114114	株式会社にじのさと 名古屋西サービスセ ンター 名古屋市西区花の木 一丁目 4番 4号	株式会社にじのさと 名古屋市中川区高畑 二丁目 1番地 代表取締役 横山俊 徳	平成15年10 月16日
23100201120111	訪問介護ステーショ ン「トント」 名古屋市千種区赤坂 町 1丁目35番地	エム・オーヒューマ ンサービス株式会社 愛知県愛知郡長久手 町菖蒲池1605番地の 1 代表取締役 奥野悦 弥	平成15年11 月 1日
23100201125110	あたたかい心相生山 ケアセンター 名古屋市天白区久方 一丁目 148番地	特定非営利活動法人 あたたかい心 名古屋市千種区内山 一丁目11番16号 理事長 岸田泰彦	平成15年11 月16日
23100201132116	オーバル 名古屋市名東区植園 町 1丁目64番地	有限会社オーバル 名古屋市名東区植園 町 1丁目64番地 取締役 清水俊元	平成15年12 月 1日
23100201140119	かいごの杜 名古屋市北区敷島町 37番地	有限会社トータルケ アシステム 名古屋市天白区元植 田一丁目2503番地	平成15年12 月 1日

		代表取締役 宇野博文	
23100201143113	株式会社コムスン昭和ケアセンター 名古屋市昭和区花見通 1丁目 1番地	株式会社コムスン 東京都港区六本木六丁目10番 1号 代表取締役 折口雅博	平成15年12月 1日
23100201145118	ライフサポートセンター e k u m o 名古屋市港区津金一丁目 4番46号	特定非営利活動法人ホームヘルパー広域自薦登録保障協会 東京都小平市花小金井南町 1丁目26番30号 理事長 川元恭子	平成15年12月 1日
23100201151116	サポートハウス未来 名古屋市中区千代田三丁目 8番 3号	特定非営利活動法人東海福祉移動研究協議会 名古屋市中区千代田三丁目 8番 3号 理事長 山田和男	平成16年 1月 1日
23100201155117	ヒューマンライフケアちくさ 名古屋市千種区春岡一丁目 5番 4号	ヒューマンリソシア株式会社 東京都新宿区西新宿六丁目 6番 2号 代表取締役 桑原加鶴子	平成16年 1月 1日
23100201157113	アーチさくら指定居宅介護事業所 名古屋市南区西桜町 105番地の 2	企業組合カトレア・サービス 名古屋市千種区千種三丁目29番 7号 代表理事 武田幸治	平成16年 1月 1日
23100201161115	訪問介護パール 名古屋市名東区小井掘町1001番地	有限会社パール 名古屋市名東区小井掘町1001番地 代表取締役 諸橋保男	平成16年 1月 1日
23100201166114	ハートステーション 名古屋市昭和区元宮町 6丁目34番地の 1	有限会社フォルマント・テック 名古屋市昭和区元宮町 6丁目34番地の 1 代表取締役 木全国雄	平成16年 2月 1日

23100201169118	エヌ・エス北訪問介護事業所 名古屋市北区水草町 1丁目68番地	エヌ・エス株式会社 名古屋市守山区瀬古 三丁目1214番地 代表取締役 西脇良子	平成16年 2月 1日
23100201172112	にじのさと西センター 名古屋市西区花の木 一丁目 4番 4号	株式会社クリスタル 介護センター 東京都中野区弥生町 5丁目20番 7号 代表取締役 嶋岡学	平成16年 2月 1日
23100201174118	総合福祉ツクイ名古屋千年 名古屋市熱田区千年 一丁目 9番57号	株式会社ツクイ 横浜市港南区上大岡 西 1丁目 6番 1号 代表取締役 津久井 督六	平成16年 2月 1日
23100201177111	高齢者生協ヘルプサービスあまこだ 名古屋市守山区向台 一丁目1218番地	愛知県高齢者生活協 同組合 名古屋市中区平和二 丁目 2番 3号 理事長 長谷川勝彦	平成16年 2月 1日
23100201186112	株式会社ヘルシーサー ビス南山営業所 名古屋市昭和区五軒 家町12番地の 3	株式会社ヘルシーサー ビス 千葉市中央区今井 1 丁目19番地の12 代表取締役 近藤勝 則	平成16年 2月 1日
23100201180115	杉の木ヘルパーステ ーション 名古屋市西区押切一 丁目 9番 6号	株式会社ティーエム ネットワーク 名古屋市西区押切一 丁目 9番 6号 代表取締役 富田和 重	平成16年 2月16日
23100201183119	ヘルパーステーション ハウス 名古屋市西区江向町 6丁目41番地	有限会社ハウス 名古屋市西区江向町 6丁目41番地 代表取締役 山下正 枝	平成16年 2月16日
23100201188118	ヘルパーステーション れんげ 名古屋市中川区中島 新町二丁目 801番地	有限会社蓮華 名古屋市中川区中島 新町二丁目 801番地 代表取締役 加藤文 典	平成16年 2月16日

23100201192110	介護サービスさくら 砂田橋事業所 名古屋市東区砂田橋 一丁目 1番地	特定非営利活動法人 介護サービスさくら 名古屋市名東区西山 本通 2丁目23番地 会長 村居多美子	平成16年 3 月 1日
23100201195113	ホームヘルプひだまり 名古屋市熱田区南一 番町 2番 5号	社会福祉法人さふら ん会 名古屋市中区千代田 三丁目21番14号 理事長 戸田伊助	平成16年 3 月 1日
23100201197119	介護支援センターハ イエスト 名古屋市西区庄内通 3丁目 4番地	有限会社ハイエスト コーポレーション 名古屋市西区庄内通 3丁目 4番地 代表取締役 林正朗	平成16年 3 月 1日
23100201201119	アイアイサービス中 村公園ケアセンター 名古屋市中村区砂田 町 2丁目24番地	有限会社アイアイサ ービス 名古屋市中村区砂田 町 2丁目24番地 取締役 谷崎洋子	平成16年 3 月16日
23100201204113	ヘルパーステーションあかね 名古屋市天白区菅田 一丁目2506番地	有限会社あかね福祉 サービス 名古屋市天白区菅田 一丁目2506番地 取締役 火口弥生	平成16年 3 月16日

2 知的障害者デイサービス

事業者番号	指定事業所	指定事業者	指定年月日
23100201135127	つくしフレンズ 名古屋市千種区高見 一丁目16番 4号	特定非営利活動法人 つくし 名古屋市千種区仲田 一丁目 7番 6号 理事長 村上栄子	平成15年12 月 1日

3 知的障害者短期入所

事業者番号	指定事業所	指定事業者	指定年月日
23100260007134	はまなす	社会福祉法人名東福	平成15年11

	名古屋市名東区高針台一丁目 911番地	社会 名古屋市名東区勢子坊二丁目1303番地 理事長 加藤久和	月 1日
23100260016135	知的障害者通所授産施設天白ワークス 名古屋市天白区御前場町 327番地	社会福祉法人名東福祉会 名古屋市名東区勢子坊二丁目1303番地 理事長 加藤久和	平成15年11月 1日
23100260034138	知的障害者通所授産施設メイトウ・ワークス 名古屋市名東区勢子坊二丁目1303番地	社会福祉法人名東福祉会 名古屋市名東区勢子坊二丁目1303番地 理事長 加藤久和	平成15年11月 1日
23100201148138	総合病院南生協病院 名古屋市南区三吉町 6丁目 8番地	総合病院南生協病院 名古屋市南区三吉町 6丁目 8番地 理事長 柴田寿彦	平成15年12月16日

4 知的障害者地域生活援助

事業者番号	指定事業所	指定事業者	指定年月日
23100201095149	ドーミトリーあちゃ 名古屋市南区扇田町 32番地の 1	特定非営利活動法人学習障害児・者の教育と自立の保障をすすめる会 名古屋市南区扇田町 32番地の 1 理事長 遠山哲男	平成15年10月 1日
23100201094142	もりたかホーム 名古屋市守山区森孝二丁目 102番地	社会福祉法人清新会 名古屋市中村区名駅南三丁目 4番16号 理事長 矢留文麿	平成15年11月 1日
23100201116143	笹塚ホーム 1号 名古屋市西区笹塚町 2丁目55番地の 3	社会福祉法人よつ葉の会 名古屋市西区新福寺町 2丁目 6番地の 2 理事長 鈴木正一	平成15年11月 1日
23100201117141	笹塚ホーム 2号 名古屋市西区笹塚町 2丁目55番地の 3	社会福祉法人よつ葉の会 名古屋市西区新福寺	平成15年11月 1日

		町 2丁目 6番地の 2 理事長 鈴木正一	
23100201122141	かもつけホーム 名古屋市中村区鴨付 町 2丁目20番地の 2	社会福祉法人あさみ どりの会 名古屋市千種区新池 町 1丁目18番地の 2 理事長 島崎春樹	平成15年11 月 1日
23100201199149	アイワ福祉寮 名古屋市天白区平針 三丁目 911番地	有限会社日本介護学 院 名古屋市天白区平針 三丁目 911番地 代表取締役社長 和 田美久仁	平成16年 3 月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害施設課

名古屋市告示第 240号

児童居宅支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の17第 1項の規定により、児童指定居宅支援事業者として、次のとおり指定しました。

平成16年 5月17日

名古屋市長 松 原 武 久

1 児童居宅介護

事業者番号	指定事業所	指定事業者	指定年月日
23100301073111	訪問介護きらら 名古屋市中村区烏森 町 6丁目16番地	有限会社坪井 名古屋市中村区稲上 町 1丁目22番地の 4 取締役 坪井照子	平成15年 8 月 1日
23100301081114	チェリッシュケアセ ンター 名古屋市中村区中平 五丁目 614番地	有限会社チェリッシ ュ企画 名古屋市中村区中平 五丁目 614番地 取締役 石川千壽子	平成15年 9 月 1日
23100301090115	ひかり介護 名古屋市中村区大森 二丁目1413番地	中部ひかり二十四介 護センター有限会社 名古屋市中村区天子 田三丁目 701番地 取締役 山田晃	平成15年 9 月16日
23100301093119	ヘルパーステーショ ン・カイ 名古屋市中村区東山 通 4丁目15番地の 1	有限会社ヘルパーズ クール・カイ 名古屋市中村区東山 通 4丁目15番地の 1 代表取締役 堀ひと み	平成15年 9 月16日
23100301099116	シンセイライフ 名古屋市中村区丸新町 405番地	有限会社真晴 名古屋市中村区丸新町 405番地 代表取締役 布野孝	平成15年10 月 1日

		幸	
23100301102118	株式会社コムスン名古屋西ケアセンター 名古屋市西区香呑町 6丁目12番地の4	株式会社コムスン 東京都港区六本木六 丁目10番1号 代表取締役 折口雅博	平成15年10 月1日
23100301105111	アサヒサンクリーン 在宅介護センター浄 心 名古屋市西区上名古 屋三丁目13番3号	アサヒサンクリーン 株式会社 東京都北区上十条一 丁目2番15号 代表取締役 斉藤葉 子	平成15年10 月1日
23100301115110	株式会社にじのさと 名古屋西サービスセ ンター 名古屋市西区花の木 一丁目4番4号	株式会社にじのさと 名古屋市中川区高畑 二丁目1番地 代表取締役 横山俊 徳	平成15年10 月16日
23100301121118	訪問介護ステーショ ン「トント」 名古屋市千種区赤坂 町1丁目35番地	エム・オーヒューマ ンサービス株式会社 愛知県愛知郡長久手 町菖蒲池1605番地の 1 代表取締役 奥野悦 弥	平成15年11 月1日
23100301126117	あたたかい心相生山 ケアセンター 名古屋市天白区久方 一丁目148番地	特定非営利活動法人 あたたかい心 名古屋市千種区内山 一丁目11番16号 理事長 岸田泰彦	平成15年11 月16日
23100301129111	なごや介護サービス 名古屋市中村区名駅 三丁目16番6号	株式会社タイムズス クエア 名古屋市中村区名駅 三丁目16番6号 代表取締役 水谷隆 夫	平成15年11 月16日
23100301133113	オーバル 名古屋市名東区植園 町1丁目64番地	有限会社オーバル 名古屋市名東区植園 町1丁目64番地 取締役 清水俊元	平成15年12 月1日
23100301134111	ヘルパーステーショ ン・フロムハート 名古屋市南区大磯通 4丁目7番地の2	有限会社フロムハ ート 名古屋市南区大磯通 4丁目7番地の2	平成15年12 月1日

		代表取締役 大松澤光敏	
23100301138112	ジョインライフ介護サービス 名古屋市中村区太閤通 8丁目30番地	株式会社ジョインライフ 名古屋市西区名駅二丁目 9番14号 代表取締役 田村誠	平成15年12月 1日
23100301141116	かいごの杜 名古屋市北区敷島町37番地	有限会社トータルケアシステム 名古屋市天白区元植田一丁目2503番地 代表取締役 宇野博文	平成15年12月 1日
23100301144110	株式会社コムスン昭和ケアセンター 名古屋市昭和区花見通 1丁目 1番地	株式会社コムスン 東京都港区六本木六丁目10番 1号 代表取締役 折口雅博	平成15年12月 1日
23100301152113	サポートハウス未来 名古屋市中区千代田三丁目 8番 3号	特定非営利活動法人東海福祉移動研究協議会 名古屋市中区千代田三丁目 8番 3号 理事長 山田和男	平成16年 1月 1日
23100301156114	ヒューマンライフケアちくさ 名古屋市千種区春岡一丁目 5番 4号	ヒューマンリソシア株式会社 東京都新宿区西新宿六丁目 6番 2号 代表取締役 桑原加鶴子	平成16年 1月 1日
23100301158110	アーチさくら指定居宅介護事業所 名古屋市南区西桜町105番地の 2	企業組合カトレア・サービス 名古屋市千種区千種三丁目29番 7号 代表理事 武田幸治	平成16年 1月 1日
23100301162112	訪問介護パール 名古屋市名東区小井掘町1001番地	有限会社パール 名古屋市名東区小井掘町1001番地 代表取締役 諸橋保男	平成16年 1月 1日
23100301167111	ハートステーション 名古屋市昭和区元宮	有限会社フォルマン ト・テック	平成16年 2月 1日

	町 6丁目34番地の 1	名古屋市昭和区元宮町 6丁目34番地の 1 代表取締役 木全国雄	
23100301170115	エヌ・エス北訪問介護事業所 名古屋市北区水草町 1丁目68番地	エヌ・エス株式会社 名古屋市守山区瀬古三丁目1214番地 代表取締役 西脇良子	平成16年 2月 1日
23100301173119	にじのさと西センター 名古屋市西区花の木一丁目 4番 4号	株式会社クリスタル介護センター 東京都中野区弥生町 5丁目20番 7号 代表取締役 嶋岡学	平成16年 2月 1日
23100301175114	総合福祉ツクイ名古屋千年 名古屋市熱田区千年一丁目 9番57号	株式会社ツクイ 横浜市港南区上大岡西 1丁目 6番 1号 代表取締役 津久井督六	平成16年 2月 1日
23100301178118	高齢者生協ヘルプサービスあまこだ 名古屋市守山区向台一丁目1218番地	愛知県高齢者生活協同組合 名古屋市中区平和二丁目 2番 3号 理事長 長谷川勝彦	平成16年 2月 1日
23100301181112	杉の木ヘルパーステーション 名古屋市西区押切一丁目 9番 6号	株式会社ティーエムネットワーク 名古屋市西区押切一丁目 9番 6号 代表取締役 富田和重	平成16年 2月16日
23100301184116	ヘルパーステーションハウス 名古屋市西区江向町 6丁目41番地	有限会社ハウス 名古屋市西区江向町 6丁目41番地 代表取締役 山下正枝	平成16年 2月16日
23100301189115	ヘルパーステーションれんげ 名古屋市中川区中島新町二丁目 801番地	有限会社蓮華 名古屋市中川区中島新町二丁目 801番地 代表取締役 加藤丈典	平成16年 2月16日
23100301193117	介護サービスさくら砂田橋事業所	特定非営利活動法人介護サービスさくら	平成16年 3月 1日

	名古屋市東区砂田橋一丁目1番地	名古屋市名東区西山本通2丁目23番地 会長 村居多美子	
23100301202116	アイアイサービス中村公園ケアセンター 名古屋市中村区砂田町2丁目24番地	有限会社アイアイサービス 名古屋市中村区砂田町2丁目24番地 取締役 谷崎洋子	平成16年3月16日
23100301205119	ヘルパーステーションあかね 名古屋市天白区菅田一丁目2506番地	有限会社あかね福祉サービス 名古屋市天白区菅田一丁目2506番地 取締役 火口弥生	平成16年3月16日

2 児童デイサービス

事業者番号	指定事業所	指定事業者	指定年月日
23100301119120	デイサービスセンターいーま天子田 名古屋市守山区天子田二丁目1621番地	エム・オーヒューマンサービス株式会社 愛知県愛知郡長久手町菖蒲池1605番地の1 代表取締役 奥野悦弥	平成15年11月1日
23100301123122	あさがお 名古屋市瑞穂区土市町2丁目37番地の7	社会福祉法人新瑞福祉会 名古屋市瑞穂区初日町2丁目26番地 理事長 加藤幸	平成15年11月16日
23100301136124	つくしっこ 名古屋市千種区仲田一丁目7番6号	特定非営利活動法人つくし 名古屋市千種区仲田一丁目7番6号 理事長 村上栄子	平成15年12月1日
23100301163128	アーチさくら児童デイサービス事業所 名古屋市南区西桜町105番地の2	企業組合カトレアサービス 名古屋市千種区千種三丁目2番7号	平成16年1月16日

3 児童短期入所

事業者番号	指定事業所	指定事業者	指定年月日
23100301149135	総合病院南生協病院 名古屋市南区三吉町 6丁目 8番地	総合病院南生協病院 名古屋市南区三吉町 6丁目 8番地 理事長 柴田寿彦	平成15年12 月16日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害施設課

名古屋市告示 241号

名古屋都市計画事業大曽根土地区画整理事業の換地計画縦覧

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第86条第 1項の規定により、名古屋都市計画事業大曽根土地区画整理事業の換地計画を定めるため、同法第88条第 2項の規定により、次のとおりその換地計画を一般の縦覧に供します。

平成16年 5月17日

名古屋市長 松 原 武 久

1 縦覧の期間

平成16年 5月26日から平成16年 6月 8日まで

2 縦覧の時間

毎日午前 8時45分から午後 5時まで

3 縦覧の場所

名古屋市東区東大曽根町47番20号

名古屋市大曽根都市改造事務所現場詰所

名古屋市住宅都市局市街地整備部大曽根都市改造事務所

名古屋市告示第 242号

生活保護法による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定介護機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成16年 5月19日

名古屋市長 松 原 武 久

1 訪問介護

	介護機関名	所在地	変更 年月日
新	高齢者支援センターぷ らす	名古屋市守山区小幡一丁目 8番 5号	平成16年 4月 1日
旧	ぷらす介護サービス	名古屋市守山区小幡一丁目 8番 5号	

2 居宅療養管理指導

	介護機関名	所在地	変更 年月日
新	サンステップ薬局笠取 店	名古屋市西区鳥見町 1丁目61番地	平成16年 4月 1日
旧	サンステップ薬局笠取 店	名古屋市西区鳥見町 1丁目61番地	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 243号

生活保護法による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成16年 5月19日

名古屋市長 松 原 武 久

1 福祉用具貸与

介護機関名	所在地	廃止年月日
エムアールサービス株式会社 介護ショップ名古屋 大学病院共済団	名古屋市昭和区鶴舞町65番地	平成16年 3月31日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 244 号

道路法による違法物件の除却公告

道路法（昭和27年法律第 180号）第43条第 2号の規定に違反し、道路管理上支障となっている物件について、その除却を命ずべき者を確認することができないので、同法第71条第 3項の規定に基づき次のとおり公告します。

平成16年 5月19日

名古屋市長 松原武久

- 1 下記の物件の所有者は、平成16年 6月 1日までにこの物件を撤去してください。
- 2 上記期限までに撤去されない場合は、市長又は市長の命じた者若しくは委任した者が、下記の物件の所有者等の負担において除却処分します。

記

所在地	メーカー名	車種	登録番号等	色
中区新栄三丁目 21番 1号先道路	富士重工	レガシー	尾張小牧 500 も5403	紺
中区新栄二丁目 47番 2号先道路	トヨタ	マーク	GX81-1044308	白
中区新栄二丁目 47番 1号先道路	外国車	オペル	不詳	紺
中区新栄二丁目 46番21号先道路	トヨタ	ソアラ	MZ210009648	白
中区新栄二丁目 46番22号先道路	トヨタ	エスティマ	不詳	えんじ
中区松原一丁目 7番 7号先道路	スズキ	ワゴンR	名古屋50ひ7990	赤
瑞穂区大喜 2丁目 5 番地先道路	トヨタ	マーク	名古屋75せ1132	白

名古屋市緑政土木局道路部道路管理課

名古屋市達第49号

庁 中 一 般
区 役 所
各 公 所

助役担仕事務規程（昭和23年名古屋市達第7号）の一部を次のように改正する。

平成16年5月21日

名古屋市長 松 原 武 久

「鈴木助役	「因田助役
環境局	市民経済局
住宅都市局	健康福祉局
緑政土木局	市立大学
交通局	上下水道局
第1条中 消防局	を 教育委員会事務局 に改める。
因田助役	塚本助役
市民経済局	環境局
健康福祉局	住宅都市局
市立大学	緑政土木局
上下水道局	交通局
教育委員会事務局」	消防局」

附 則

- 1 この達は、平成16年5月24日から施行する。
- 2 名古屋市契約事務審議会規程（昭和52年名古屋市達第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「鈴木助役」を「塚本助役」に改める。

名古屋市教育委員会告示第 13 号

教育委員会定例会の開催について

平成 16 年 5 月 21 日午後 4 時 15 分教育委員会室において教育委員会臨時会を開催し、次の議件を付議します。

平成 16 年 5 月 20 日

名古屋市教育委員会委員長 山 本 續 子

事務局人事について

名古屋市上下水道局管理規程第29号

名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第32号）の一部を次のように改正する。

平成16年5月20日

名古屋市上下水道局長 山 田 雅 雄

第15条第1項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1項を加える。

(6) 前号本文の規定にかかわらず、新たに職員となった者の昇給は、地方公務員法第22条第1項に規定する条件附採用の期間を経過した後に、同号本文の規定によりそれぞれ昇給に必要とする所定の昇給期間を短縮して行う。

附則中第16条の2を削り、第16条の3を第16条の2とする。

別表第3学歴免許等資格区分表2短大卒・(2)短大2卒の項中

「

二 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第13条第1項第1号に規定する保育士（名称変更前の保母を含む。）を養成する学校その他の施設（「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業

を

」

「

二 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6第1号に規定する保育士を養成する学校その他の施設（児童福祉法施行令の一部を改正する政令（平成14年政令第256号）による改正前の児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第13条第1項第1号に規定する保育士（名称変更前の保母を含む。）を養成する学校その他の施設を含むものとし、「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業

に改める。

」

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の規定は、平成16年4月1日から適用する。

（名古屋市上下水道局職員き章規程の一部改正）

2 名古屋市上下水道局職員き章規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年名古屋市条例第23号）第2条第1項」を「名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第31号）第2条第1項第1号」に改める。

名古屋市交通局管理規程第17号

高速度鉄道自主保安監査規程（平成9年名古屋市交通局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

平成16年5月21日

名古屋市交通局長 塚本孝保

別表中「

運輸課長	運輸課駅務係長	旅客施設
------	---------	------

」を

「

運輸課長	運輸課駅務係長	旅客業務
電車施設課長	電車施設課計画係長	旅客施設

」に改める。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

名古屋市屋外広告物講習会の周知公告

名古屋市屋外広告物条例（昭和36年名古屋市条例第17号）第15条の4第1項の規定により、屋外広告物講習会を開催します。

平成16年5月19日

名古屋市長 松原武久

1 講習会の開催

(1) 日時

平成16年 6月 8日(火)

午前 9時00分から午後 5時15分まで

(2) 場所

名古屋市中区千代田一丁目 5番 8号

名古屋市中土木事務所ビル 技術研修室

2 受講申請の受付

(1) 日時

平成16年 5月24日(月)から平成16年 5月28日(金)まで

午前 9時から正午まで及び午後 1時から午後 5時まで

(2) 場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市景観室

(名古屋市役所西庁舎 4階)

(3) その他

申請者が60人になり次第、受付を締め切ります。

3 問い合わせ先

名古屋市住宅都市局都市計画部都市景観室

電話 (052) 972-2735

名古屋市総合体育館条例による利用料金の公告

名古屋市総合体育館条例（昭和62年名古屋市条例第 6号）第 4条第 2項の規定に基づき、平成16年 8月 1日以後の使用から適用される名古屋市総合体育館の利用料金の額を次のように承認しましたので、公告します。

平成16年 5月20日

名古屋市教育委員会

財団法人名古屋市教育スポーツ振興事業団利用料金規程

（趣旨）

第 1条 この規程は、財団法人名古屋市教育スポーツ振興事業団（以下「事業団」という。）が名古屋市から管理委託を受けた名古屋市総合体育館（以下「総合体育館」という。）の利用料金について必要な事項を定めるものとする。

（利用料金）

第 2条 事業団は、総合体育館の利用者から利用料金を徴収する。

2 名古屋市総合体育館条例（昭和62年 3月13日名古屋市条例第 6号）第 4条第 2項並びに同条例施行規則第 8条第 2項及び第 8条の 2の規定により事業団が定める総合体育館の利用料金は、別表第 1、別表第 2、別表第 3、別表第 4、別表第 5及び別表第 6のとおりとする。

（委任）

第 3条 この規程に定めるものを除くほか、利用料金に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。ただし、平成16年 6月30日までに使用の許可を受けた者にかかる附属設備の利用料金は、別表第 6の規定にかかわらず附則別表のとおりとする。

(経過規定)

- 2 この規程施行の際、現に使用の許可を受けている者の利用料金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成16年 8月 1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過規定)

- 2 この規程による改正後の財団法人名古屋市教育スポーツ振興事業団利用料金規程別表第 3の規程は、施行日以後の選手控室兼軽運動室の使用に係る利用料金について適用し、施行日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 この規程施行の際、現にレインボーホールの使用の許可を受けている者の利用料金については、なお従前の例による。

別表第1. レインボーホール利用料金

施設区分	使用区分		利用料金		
			平日	土曜日・日曜日等	
レインボーホール	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する 場合	全部を使用する場合	入場料その他これに類するものを徴収し、又は営利を目的とする場合	円 480,000	円 580,000
			準備撤去を目的とする場合	240,000	290,000
			延長料金	1時間あたり 60,000	1時間あたり 73,000
			準備撤去を目的とする場合	1時間あたり 30,000	1時間あたり 36,500
			その他の場合	400,000	480,000
			準備撤去を目的とする場合	200,000	240,000
			延長料金	1時間あたり 50,000	1時間あたり 60,000
			準備撤去を目的とする場合	1時間あたり 25,000	1時間あたり 30,000
			2階及び3階の観客席を使用しない場合	200,000	240,000
			準備撤去を目的とする場合	100,000	120,000
	延長料金	1時間あたり 25,000	1時間あたり 30,000		
	準備撤去を目的とする場合	1時間あたり 12,500	1時間あたり 15,000		
	興行に使用する場合			2,200,000	2,500,000
	準備撤去を目的とする場合			1,100,000	1,250,000
	延長料金			1時間あたり 275,000	1時間あたり 313,000
	準備撤去を目的とする場合			1時間あたり 137,500	1時間あたり 156,500
	見本市、展示会その他これらに類することに使用する 場合			1,840,000	2,300,000
	準備撤去を目的とする場合			920,000	1,150,000
	延長料金			1時間あたり 230,000	1時間あたり 288,000
	準備撤去を目的とする場合			1時間あたり 115,000	1時間あたり 144,000
式典、集会その他に使用する場合			1,495,000	1,840,000	
準備撤去を目的とする場合			747,500	920,000	
延長料金			1時間あたり 187,000	1時間あたり 230,000	
準備撤去を目的とする場合			1時間あたり 93,500	1時間あたり 115,000	
貴賓室				30,000	
備考					
日曜日等とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいい、平日とは、土曜日及び日曜日等以外の日をいう					

別表第2.レインボープール、50メートル温水プール、レインボーアイスアリーナ及び25メートル

温水プール専用使用利用料金

施設区分	使用区分		利用料金	
			2時間当たり	延長料金 (1時間当たり)
レインボー プール	全面を 専用する 場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合	円 44,000	円 22,000
		入場料その他これに類するものを徴収する場合	110,000	55,000
		その他の場合	220,000	110,000
		入場料その他これに類するものを徴収する 又は営利を目的とする場合	550,000	275,000
	競泳プー ルの全面 を専用 する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合	30,800	15,400
		入場料その他これに類するものを徴収する場合	77,000	38,500
		その他の場合	154,000	77,000
		入場料その他これに類するものを徴収する 又は営利を目的とする場合	385,000	192,500
	競泳プー ルの1/2 を専用 する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合	15,400	適用なし
		入場料その他これに類するものを徴収する場合	38,500	適用なし
		その他の場合	77,000	適用なし
		入場料その他これに類するものを徴収する 又は営利を目的とする場合	192,500	適用なし
飛込プー ルの全面 を専用 する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合	13,200	6,600	
	入場料その他これに類するものを徴収する場合	33,000	16,500	
	その他の場合	66,000	33,000	
	入場料その他これに類するものを徴収する 又は営利を目的とする場合	165,000	82,500	
飛込プー ルの1/2 を専用 する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合	6,600	適用なし	
	入場料その他これに類するものを徴収する場合	16,500	適用なし	
	その他の場合	33,000	適用なし	
	入場料その他これに類するものを徴収する 又は営利を目的とする場合	82,500	適用なし	
50メー トル 温水プー ル	全面を専用する場合		24,000	12,000
	入場料その他これに類するものを徴収する 又は営利を目的とする場合		60,000	30,000
	1/2を専用する場合		12,000	適用なし
レインボー アイスア リーナ	全面を 専用する 場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合	34,600	17,300
		入場料その他これに類するものを徴収する場合	86,500	43,250
		その他の場合	173,000	86,500
	1/2を 専用する 場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合	17,300	適用なし
		入場料その他これに類するものを徴収する場合	43,250	適用なし
		その他の場合	86,500	適用なし
25メー トル 温水プー ル	全面を専用する場合		12,000	適用なし
	入場料その他これに類するものを徴収する 又は営利を目的とする場合		30,000	適用なし

別表第3、第2競技場、第3競技場、選手控室兼軽運動室、本部室、役員室、控室、会議室等専用使用利用料金

施設区分	使用区分	午前		午後		夜間		午前午後		午後夜間		一日		延長料金 (1時間当たり)			
		9時～12時30分		13時～16時30分		17時～21時		9時～16時30分		13時～21時		9時～21時		平日	土曜日・日曜日等		
		平日	土曜日・日曜日等	平日	土曜日・日曜日等	平日	土曜日・日曜日等	平日	土曜日・日曜日等	平日	土曜日・日曜日等	平日	土曜日・日曜日等				
第2競技場	全面を専用する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
		8,900	9,790	8,900	9,790	14,900	16,390	17,800	19,580	23,800	26,180	32,700	35,970	3,725	4,097		
		入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合		17,800	19,580	17,800	19,580	29,800	32,780	35,600	39,160	47,600	52,360	65,400	71,940	7,450	8,194
		その他の場合		44,500	48,950	44,500	48,950	74,500	81,950	89,000	97,900	119,000	130,900	163,500	179,850	18,625	20,487
	入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合		89,000	97,900	89,000	97,900	149,000	163,900	178,000	195,800	238,000	261,800	327,000	359,700	37,250	40,974	
	一部を専用する場合	バスケットボール(コート1面につき)	2,000		2,000		2,700		4,000		4,700		6,700		適用なし		
		バレーボール(コート1面につき)	2,000		2,000		2,700		4,000		4,700		6,700		適用なし		
テニス(コート1面につき)		2,000		2,000		2,700		4,000		4,700		6,700		適用なし			
バドミントン(コート1面につき)		800		800		1,100		1,600		1,900		2,700		適用なし			
卓球(コート1面につき)		500		500		600		1,000		1,100		1,600		適用なし			
その他スポーツ(400平方メートル以内につき)		1,600		1,600		2,200		3,200		3,800		5,400		適用なし			
第3競技場	全面を専用する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合		4,800	5,280	4,800	5,280	8,000	8,800	9,600	10,560	12,800	14,080	17,600	19,360	2,000	2,200
		入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合		9,600	10,560	9,600	10,560	16,000	17,600	19,200	21,120	25,600	28,160	35,200	38,720	4,000	4,400

		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	その他の場合	24,000	26,400	24,000	26,400	40,000	44,000	48,000	52,800	64,000	70,400	88,000	96,800	10,000	11,000
	入場料 その他 これに 類する ものを 徴収す る場合 又は営 利を目的 とする場合	48,000	52,800	48,000	52,800	80,000	88,000	96,000	105,600	128,000	140,800	176,000	193,600	20,000	22,000
一部を専用する 場合	卓球(コート1 面につき)		500		500		600		1,000		1,100		1,600		適用なし
	その他スポーツ(400平方 メートル以内 につき)		1,600		1,600		2,200		3,200		3,800		5,400		適用なし
選手控室兼軽運動室 全面を専用する 場合	アマチュアス ポーツ又はレ クレーション に使用する 場合		1,300		1,300		1,800		2,600		3,100		4,400		500
	入場料 その他 これに 類する ものを 徴収す る場合 又は営 利を目的 とする場合		2,600		2,600		3,600		5,200		6,200		8,800		1,000
	その他の場合		6,500		6,500		9,000		13,000		15,500		22,000		2,500
	入場料 その他 これに 類する ものを 徴収す る場合 又は営 利を目的 とする場合		13,000		13,000		18,000		26,000		31,000		44,000		5,000
本部室			1,200		1,200		1,600		2,400		2,800		4,000		400
第1役員室			1,800		1,800		2,400		3,600		4,200		6,000		600
第2役員室			1,200		1,200		1,600		2,400		2,800		4,000		400
控室(1室につき)			2,600		2,600		3,500		5,200		6,100		8,700		875
会議室(1室につき)			1,200		1,200		1,600		2,400		2,800		4,000		400
飛込練習室			1,200		1,200		1,600		2,400		2,800		4,000		400
備考															
1 日曜日等とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいい、平日とは、土曜日及び日曜日等以外の日をいう。															
2 この表の選手控室兼軽運動室に係る利用料金の規定は、レインボープール、レインボーアイスアリーナ又は50メートル温水プールを使用せずに選手控室兼軽運動室を使用する場合に適用する。															
3 この表の本部室、第1役員室、第2役員室及び控室に係る利用料金の規定は、レインボーホールを使用せずにこれらの施設(レインボーホールの附帯施設に限る。)を使用する場合に適用する。															

別表第4.アーチェリー場及び弓道場専用使用利用料金

施設区分	使用区分	利 用 料 金							延長料金 (1時間当たり)
		午前	午後	夜間	午前午後	午後夜間	一日		
		9時～12時30分	13時～16時30分	17時～21時	9時～16時30分	13時～21時	9時～21時		
アーチェリー場	全面を専用する場合	円 2,700	円 2,700	円 4,600	円 5,400	円 7,300	円 10,000	円 1,150	
	入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合	5,400	5,400	9,200	10,800	14,600	20,000	2,300	
弓道場	全面を専用する場合	5,400	5,400	9,200	10,800	14,600	20,000	2,300	
	入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合	10,800	10,800	18,400	21,600	29,200	40,000	4,600	
	近的場を専用する場合	2,700	2,700	4,600	5,400	7,300	10,000	1,150	
	入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合	5,400	5,400	9,200	10,800	14,600	20,000	2,300	
	遠的場を専用する場合	2,700	2,700	4,600	5,400	7,300	10,000	1,150	
	入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合	5,400	5,400	9,200	10,800	14,600	20,000	2,300	

別表第5.個人使用利用料金

施設区分	使用区分		利用料金				
			1回券	11枚つづり回数券	25枚つづり回数券	50枚つづり回数券	1ヶ月定期券
第3競技場	大人		円 200	円 2,000	円	円	円
	小人		100	1,000			
レインボープール	大人		700	7,000	14,000		
	小人		300	3,000	6,000		
50メートル温水プール	大人		700	7,000	14,000		7,000
	小人		300	3,000	6,000		3,000
レインボーアイスアリーナ	大人		1,400	14,000			
	小人		800	8,000			
25メートル温水プール	大人		500	5,000	10,000		5,000
	小人		200	2,000	4,000		2,000
アーチェリー場	大人	午前	200	2,000			
		午後	200	2,000			
		夜間	300	3,000			
	小人	午前	100	1,000			
		午後	100	1,000			
		夜間	150	1,500			
弓道場	大人	午前	200	2,000			
		午後	200	2,000			
		夜間	300	3,000			
	小人	午前	100	1,000			
		午後	100	1,000			
		夜間	150	1,500			
宿泊研修室	大人		1泊1,600				
	小人		1泊1,200				
駐車場	大型自動車		2,000				
	普通自動車		500	5,000	10,000	15,000	
備考							
1 この表において、「大人」とは、15歳以上の者(中学校又はこれに準ずる学校に在学する者を除く。)をいい、「小人」とは「大人」以外の者をいう							
2 宿泊研修室の1泊とは、9時から翌日の9時までの利用とする。							

別表第6.附属設備利用料金

附属設備名		単位	利用料金		備考	
レインボーホール 大型映像装置	広告の表示に使用する 場合	1式	円 140,000		操作技術者は、使用者の負担とする。 ()内は、文字表示装置を使用する場合に適用する。	
	その他の場合	1式	100,000			
レインボープール 大型映像装置	広告の表示に使用する 場合	1式	115,000 (62,000)			
	その他の場合	1式	70,000 (17,000)			
レインボーホール 電光表示装置	広告の表示に使用する 場合	1式	45,000			
	その他の場合	1式	25,000			
レインボーホール音響調整装置		1式	15,000		操作技術者は、使用者の負担とする。	
レインボーホール照明器具 (Aセット)		1式	50,000			
レインボーホール照明器具 (Bセット)		1式	20,000			
電気 得点 表示 装置	レインボーホール	大	1式	9,000	移動式	
		中	1式	3,000	移動式	
		小	1式	1,500	移動式	
	レインボープール、レインボー アイスアリーナ		1式	3,000		移動式
	50メートル温水プール		1式	3,000		固定式
	弓道場		1式	2,000		固定式
	第2競技場 第3競技場	大	1式	午前	3,000	移動式
				午後	3,000	
				夜間	3,000	
				午前午後	6,000	
				午後夜間	6,000	
				1日	9,000	
	中	1式	午前	1,000	固定式	
午後			1,000			
夜間			1,000			
午前午後			2,000			
午後夜間			2,000			
1日			3,000			
小	1式	午前	500	移動式		
		午後	500			
		夜間	500			
		午前午後	1,000			
		午後夜間	1,000			
		1日	1,500			

拡声装置	レインボープール、レインボーアイスアリーナ、50メートル温水プール	1式		円 3,000	固定式	
	弓道場	1式		2,000	固定式	
	第2競技場 第3競技場	1式	午前		1,000	固定式
			午後		1,000	
			夜間		1,000	
			午前午後		2,000	
午後夜間				2,000		
1日		3,000				
冷暖房装置	レインボーホール	1式	1時間当たり	20,000		
	レインボープール、レインボーアイスアリーナ	1式	1時間当たり	7,700		
体操競技器具		1種目		1,000		
種目別体育器具 バスケットボール、バレーボール、バドミントン、テニス、ハンドボール、インディアカ、フットサル、カローリング		1式	1種目 1回	1,000	置き式支柱を含む。	
レインボープール、レインボーアイスアリーナ、50メートル温水プール種目別体育器具 競泳、飛込、水球、シンクロナイズド・スイミング、フィギュアスケート、アイスホッケー、ショートラック		1式	1種目 1回	3,000 (7,000)	()内の額は、水球器具を使用する場合に適用する。	
種目別体育器具 (バウンドテニス)		1式		200		
その他の種目用体育器具 (多目的支柱)		1式		1,000		
卓球台		1台		200		
審判台 (国際式)		1台		1,000		
フロアパネル		1面		200,000	国際大会用	
テニスコートマット		1面		100,000		
バドミントンコートマット		1面		10,000		
空手マット		1面		1,000		
バウンドテニスマット		1面		500		
簡易フロアシート		平方メートル		3		
レインボープール自動審判計時装置		1式		3,000	タッチポート等	
スタッキングチェア		1脚		50		
壁面収納可動席		1席		50		
組立て舞台ユニット		1基		1,000		
プロセニアム幕		1式		5,000		
中割幕		1式		5,000		
一文字幕		1式		2,000		
大黒幕		1枚		2,000		
ホリゾン幕		1枚		2,000		
金びょうぶ		1双		5,000		
演台 (マイクロホン付)		1個		2,000		
司会台 (マイクロホン付)		1個		1,000		
指揮者台		1個		500		
花台		1個		300		

グランドピアノ	1台		円 15,000	調律は、使用者の負担とする。 操作技術者は、使用者の負担とする。
ピンスポットライト(3キロワット)	1台		5,000	
ピンスポットライト(2キロワット)	1台		3,000	
吊りフック	1式		30,000	
吊りバトン	1式	4本以上 6本未満	10,000	
		6本以上	20,000	
機材運搬車	1式		10,000	
ロッカー (大)	1個		20	
ロッカー (小)	1個		10	
備考				
1 利用料金の額は、特段の標記のあるものを除き、1日当たりの額とする。				
2 この表中、「午前」は9時～12時30分、「午後」は13時～16時30分、「夜間」は17時～21時、「午前午後」は9時～16時30分、「午後夜間」は13時～21時、「1日」は9時～21時の間の利用とする。				
3 設営、撤去及び操作は、使用者の負担とする。				

附則別表

附属設備利用料金

附属設備名		単位	利用料金		備考	
レインボーホール大型映像装置	広告の表示に使用する場合	1式	円 140,000		操作技術者は、使用者の負担とする。 ()内は、文字表示装置を使用する場合に適用する。	
	その他の場合	1式	100,000			
レインボープール大型映像装置	広告の表示に使用する場合	1式	115,000 (62,000)			
	その他の場合	1式	70,000 (17,000)			
レインボーホール電光表示装置	広告の表示に使用する場合	1式	45,000			
	その他の場合	1式	25,000			
レインボーホール音響調整装置		1式	15,000		操作技術者は、使用者の負担とする。	
レインボーホール照明器具 (Aセット)		1式	50,000			
レインボーホール照明器具 (Bセット)		1式	20,000			
電気得点表示装置	レインボーホール	大	1式	9,000	移動式	
		中	1式	3,000	移動式	
		小	1式	1,500	移動式	
	レインボープール、レインボーアイスアリーナ		1式	3,000		移動式
	50メートル温水プール		1式	3,000		固定式
	弓道場		1式	2,000		固定式
	第2競技場・第3競技場	大	1式	午前	3,000	移動式
				午後	3,000	
				夜間	3,000	
				午前午後	6,000	
				午後夜間	6,000	
				1日	9,000	
		中	1式	午前	1,000	固定式
				午後	1,000	
夜間				1,000		
午前午後				2,000		
午後夜間				2,000		
1日				3,000		
小		1式	午前	500	移動式	
			午後	500		
			夜間	500		
			午前午後	1,000		
			午後夜間	1,000		
			1日	1,500		
拡声装置	レインボープール、レインボーアイスアリーナ、50メートル温水プール		1式	3,000		固定式
	弓道場		1式	2,000		固定式
	第2競技場・第3競技場	1式	午前	1,000	固定式	
			午後	1,000		
			夜間	1,000		
			午前午後	2,000		
午後夜間			2,000			
		1日	3,000			

冷暖房装置	レインボーホール	1式	1時間当たり	円 20,000	
	レインボープール、レインボーアイスアリーナ	1式	1時間当たり	7,700	
種目別体育器具					置き式支柱を含む。
	バスケットボール、バレーボール、バドミントン、テニス、ハンドボール、インディアカ、体操	1式	1種目 1回	1,000	
	レインボープール、レインボーアイスアリーナ、50メートル温水プール種目別体育器具	1式	1種目 1回	3,000 (7,000)	()内の額は、水球器具を使用する場合に適用する。
	卓球台	1台		200	
	フロア パネル	1面		200,000	国際大会用
	テニスコートマット	1面		100,000	
	バドミントンコートマット	1面		10,000	
	レインボープール自動審判計時装置	1式		3,000	タッチポート等
	スタッキングチェア	1脚		50	
	壁面収納可動席	1席		50	
	組立て舞台ユニット	1基		1,000	
	プロセニアム幕	1式		5,000	
	中割幕	1式		5,000	
	一文字幕	1式		2,000	
	大黒幕	1枚		2,000	
	ホリゾン幕	1枚		2,000	
	金びょうぶ	1双		5,000	
	演台 (マイクロホン付)	1個		2,000	
	司会台 (マイクロホン付)	1個		1,000	
	指揮者台	1個		500	
	花台	1個		300	
	グランドピアノ	1台		15,000	調律は、使用者の負担とする。
	ピンスポットライト	1台		3,000	操作技術者は、使用者の負担とする。
	機材運搬車	1式		10,000	
	ロッカー (大)	1個		20	
	ロッカー (小)	1個		10	
備考					
1 利用料金の額は、特段の標記のあるものを除き、1日当たりの額とする。					
2 この表中、「午前」は9時～12時30分、「午後」は13時～16時30分、「夜間」は17時～21時、「午前午後」は9時～16時30分、「午後夜間」は13時～21時、「1日」は9時～21時の間の利用とする。					
3 設営、撤去及び操作は、使用者の負担とする。					

水道料金等の還付に関する書類の交付公告（公示送達）

下記の書類は送達不能のため、名古屋市上下水道局長がこれを保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

平成 16 年 5 月 21 日

名古屋市上下水道局長 山 田 雅 雄

記

1 書類名 水道料金
下水道使用料 還付通知書

2 年次 平成 15 年

3 送達を受ける者の氏名及び従来 of 住所等

装置住所 / 使用者名	科目名	水道料金	下水道使用料	合計金額
(名古屋市千種区)				
千種区今池五丁目 3 7 - 1 6 合資会社大仁	前受給水収益	384	0	384
千種区光が丘二丁目 1 - 1 6 染矢 成人	前受給水収益	544	0	544
千種区南ヶ丘 1 丁目 1 0 - 5 8 スリーウッド南ヶ丘 1 0 2 木野下 寛典	給水収益	1,480	1,176	2,656
千種区南ヶ丘 1 丁目 1 0 - 5 8 スリーウッド南ヶ丘 1 0 2 木野下 寛典	給水収益	1,480	1,176	2,656
千種区小松町 5 丁目 1 3 セラノ千種 4 0 3 田中 秀貴	給水収益	1,480	1,176	2,656
千種区今池南 6 - 1 6 レオパレス上坂 2 0 2 ジョアナ ホブキンズ	給水収益	1,480	1,176	2,656

(名古屋市東区)

東区百人町106 舟橋 ますみ	前受給水収益	2	1	3
東区矢田町7丁目1 北山 政一	前受給水収益	160	70	230
東区葵三丁目11-20 葵21ビル205 鈴木 里永	給水収益	740	588	1,328

(名古屋市北区)

北区西味鏡三丁目920 檜莊 岡地 博	前受給水収益	10,000	0	10,000
北区東味鏡一丁目2123 丹羽 鉦二	前受給水収益	160	0	160
北区憧旗町3丁目11 株式会社大研	給水収益	0	88	88
北区中杉町2丁目35 神谷 弘郎	前受給水収益	2	1	3
北区清水四丁目6-26 佐藤 隼三	前受給水収益	120	40	160
北区金城三丁目10-31 戸田 暁	前受給水収益	160	0	160
北区中切町1丁目48 鈴木 きみ子	前受給水収益	44	0	44
北区上飯田南町4丁目1-3 上飯田南荘2棟504 若山 登美子	前受給水収益	1,060	12	1,072
北区辻町1丁目32-5 辻町住宅4街区5棟302 石橋 明	給水収益	1,480	1,176	2,656
北区憧旗町1丁目26 ハイツドウバンA105 上野 朋弘	給水収益	369	294	663

(名古屋市西区)

西区江向町1丁目19 深川 実	前受給水収益	44	0	44
西区天塚町1丁目45 樋口 勝利	給水収益	260	0	260

西区大野木四丁目 1 9 0 山崎 脩児	給水収益	500	0	500
西区坂井戸町 1 9 9 山口 央	前受給水収益	9	0	9
西区五才美町 2 3 5 - 1 山田 勉	前受給水収益	1,000	0	1,000
西区浄心一丁目 4 - 1 梶原 茂三郎	前受給水収益	1	0	1
西区笠取町 1 丁目 5 6 高松 光一	前受給水収益	4,000	1,600	5,600
西区菊井一丁目 2 6 - 1 6 伊藤 之夫	給水収益	300	803	1,103
西区浮野町 8 富田 信道 (名古屋市中村区)	給水収益	1,109	882	1,991
中村区名駅五丁目 3 6 - 1 2 滝 実	前受給水収益	631	106	737
中村区大秋町 4 丁目 1 4 山守 せき	前受給水収益	250	100	350
中村区日吉町 1 5 大観荘 稲川 久也	給水収益	6	1	7
中村区藤江町 3 丁目 8 4 市野 かつ子	前受給水収益	350	140	490
中村区元中村町 2 丁目 1 3 合資会社愛岐ローラー製造所	前受給水収益	1	0	1
中村区上米野町 4 丁目 3 3 米本 信子	前受給水収益	2	0	2
中村区大正町 2 丁目 6 5 上田 弘	給水収益	250	100	350
中村区北浦町 3 1 佐伯 達	前受給水収益	160	0	160
中村区稲葉地町 7 丁目 2 5 - 1 竹内 鈴子	前受給水収益	160	0	160
中村区椿町 1 7 - 7 藤岡 竜馬	前受給水収益	1,800	600	2,400

中村区名駅南五丁目 6 - 1 8 サザン名駅 E A S T 3 0 7 藁科 友久	給水収益	371	294	665
中村区名駅南五丁目 6 - 1 8 サザン名駅 E A S T 3 0 7 藁科 友久 (名古屋市中区)	給水収益	1,109	882	1,991
中区丸の内一丁目 5 - 2 3 飯田 茂	前受給水収益	2	1	3
中区橋二丁目 3 - 4 横江 久子	給水収益	100	40	140
中区栄三丁目 2 1 - 2 2 パルナス本町通 1 0 2 姜 益煥 ジュリアナ	給水収益	2,730	1,402	4,132
中区栄五丁目 1 3 - 1 0 第 4 5 オーシャンハイツ 8 0 3 亀谷 良子 (名古屋市昭和区)	給水収益	1,480	1,176	2,656
昭和区滝子町 1 6 - 2 0 浅田 稔	前受給水収益	240	80	320
昭和区御器所二丁目 2 0 - 3 小島 昭日登	前受給水収益	1	0	1
昭和区広瀬町 2 丁目 1 3 金子 ツル子	前受給水収益	120	40	160
昭和区宮東町 5 1 木村アパート東 2 F 梅村 美紀	給水収益	1,109	882	1,991
昭和区隼人町 1 2 - 6 フロイデ隼人 1 1 1 石塚 美沙緒	給水収益	1,480	1,176	2,656
昭和区伊勝町 1 丁目 2 8 みどり荘 1 0 2 T r i n h D u o n g U a n	給水収益	1,480	1,176	2,656
昭和区広瀬町 3 丁目 9 コーポ服部 N 2 0 5 服部 悟	給水収益	1,480	1,176	2,656

昭和区伊勝町 1 丁目 2 8 みどり荘 1 0 1 ダン トアン クオック	給水収益	1,480	1,176	2,656
昭和区鶴舞四丁目 5 - 4 吉田 明	給水収益	1,480	1,176	2,656
昭和区高峯町 1 6 5 - 1 名古屋大学国際嚶鳴館 A 3 0 7 ディディエール ジョン	給水収益	1,480	1,176	2,656
昭和区高峯町 1 6 5 - 1 名古屋大学国際嚶鳴館 A 7 3 0 キム ヒュン イェ	給水収益	1,480	1,176	2,656
昭和区高峯町 1 6 5 - 1 名古屋大学国際嚶鳴館 A 8 3 0 バヤルビレグ デンベレル (名古屋市瑞穂区)	給水収益	1,480	1,176	2,656
瑞穂区大喜町 5 丁目 3 3 - 7 平和荘 木学 忠雄	前受給水収益	4,500	1,800	6,300
瑞穂区直来町 4 丁目 2 6 岡田 則彦	前受給水収益	2	1	3
瑞穂区松栄町 2 丁目 7 0 森 健志	前受給水収益	160	0	160
瑞穂区中根町 4 丁目 1 1 - 2 近藤 錫吉	前受給水収益	200	0	200
瑞穂区田辺通 1 丁目 7 メゾン石川橋 B 棟 1 1 塚本 真也	給水収益	740	588	1,328
瑞穂区新開町 2 4 - 1 2 南新開荘 1 棟 1 0 0 4 羽場 隆子	給水収益	3,528	2,650	6,178
瑞穂区中根町 2 丁目 3 2 セントラルレジデンス B 川崎 正樹 (名古屋市熱田区)	給水収益	1,480	1,176	2,656
熱田区野立町 3 丁目 1 2 8 浅井 徳一	前受給水収益	4,200	1,680	5,880

(名古屋市中川区)

中川区尾頭橋三丁目 6 - 6 クレスト尾頭橋 伊藤 博太	前受給水収益	100	25	125
中川区元中野町 3 丁目 1 7 鬼頭 千恵子	前受給水収益	160	0	160
中川区花塚町 3 丁目 2 2 浜野 巖	前受給水収益	3,000	0	3,000
中川区松年町 4 丁目 3 3 馬淵 文雄	前受給水収益	200	0	200
中川区八田町 2 6 0 2 桜木 繁	前受給水収益	1	0	1
中川区花池町 1 丁目 1 1 加藤 那津男	前受給水収益	500	0	500
中川区柳田町 1 丁目 2 8 猪飼 邦富	前受給水収益	160	0	160
中川区下之一色町古川 4 2 - 1 松波 鍬太郎	前受給水収益	2	0	2
中川区伏屋二丁目 1 6 0 6 鬼頭 計久	前受給水収益	160	0	160
中川区前並町 1 1 S O A R 1 2 0 2 永海 由里	給水収益	158	113	271
中川区中花町 2 4 3 メゾン中花 1 0 7 平田 恵介	給水収益	1,480	1,176	2,656
(名古屋市港区)				
港区港北町 3 丁目 9 3 中内 博富	前受給水収益	1,260	112	1,372
港区神宮寺二丁目 9 0 2 金子 正	前受給水収益	1,800	0	1,800
(名古屋市南区)				
南区桜台一丁目 4 - 1 立松 壽男	前受給水収益	3	0	3
南区中江二丁目 9 - 1 3 水谷 銀保	前受給水収益	340	0	340

南区城下町1丁目40 早川 政江	前受給水収益	340	0	340
南区曾池町4丁目34 早瀬 金太郎	前受給水収益	1	0	1
南区東又兵衛町1丁目37-1 荒川 三郎	前受給水収益	200	0	200
南区源兵衛町3丁目8 蟹江 正次	前受給水収益	1	0	1
南区三吉町3丁目27 宮本石油株式会社	前受給水収益	8,627	2,372	10,999
南区三吉町5丁目23-2 中村 俊樹	前受給水収益	500	0	500
南区堤町4丁目22 川平 君子	前受給水収益	160	70	230
南区観音町5丁目70 名南鍍金工業所	前受給水収益	5,178	1,836	7,014
南区五条町2丁目1-13 美山荘第二206 相上 アヤ子	給水収益	0	35	35
南区弥次衛町4丁目74 新弥次衛荘L3棟321 株式会社ミック 吉内	給水収益	1,480	1,176	2,656
南区浜田町1丁目15 第2浜田荘102 柏崎 守	給水収益	1,480	1,176	2,656
南区前浜通6丁目27 ローズヒル102 佐藤 文俊 (名古屋市守山区)	給水収益	1,480	1,176	2,656
守山区守山二丁目6-11 岩本 治哲	前受給水収益	2,205	0	2,205
宇山区大森三丁目1911 白鳥 敏一	前受給水収益	1,260	0	1,260
守山区藪田町1201 中村 博行	前受給水収益	2,000	0	2,000

(名古屋市緑区)

緑区浦里五丁目318 N T T最中第二社宅 N T T最中第二社宅 代表 小池 直樹	前受給水収益	12,000	0	12,000
緑区鳴海町京田109 N T T京田社宅 代表 伊藤 明人	前受給水収益	25,920	0	25,920
緑区鳴海町伝治山1-5 伝治山住宅2棟819 富田 昌宏	給水収益	1,480	1,176	2,656
緑区大高町東古根49-24 ハイツカワムラ202 与儀 忠美	給水収益	1,480	0	1,480
緑区鳴海町矢切31-2 レオパレス鳴海第4202 湖城 貴子	給水収益	1,480	1,176	2,656
緑区左京山708 二村荘1F八 スルタン モヒディン ニザム デ イン	給水収益	6,188	4,620	10,808
緑区桃山二丁目56 スカイハイツ201 平田 仁美	給水収益	1,480	1,176	2,656
緑区桃山二丁目56 スカイハイツ201 平田 仁美	給水収益	1,480	1,176	2,656
緑区桃山二丁目56 スカイハイツ201 平田 仁美	給水収益	1,109	882	1,991
緑区梅里二丁目36-2 メゾン梅里101 有限会社リホームテック	給水収益	369	294	663
(名古屋市名東区)				
名東区上社三丁目1804 宮本 安子	前受給水収益	1,218	125	1,343
名東区貴船一丁目66 奥村 重寿	前受給水収益	44	0	44

名東区極楽四丁目 1 4 0 5 栄寿ハイツ 1 F 福手 均 サロンドエマ	給水収益	1,480	1,176	2,656
名東区一社二丁目 5 3 ムーニーウィンニューリッチ 1 0 2 磯部 昌平	給水収益	2,740	2,083	4,823
名東区極楽二丁目 8 1 ジュネス F 1 0 3 樋口 孔明	給水収益	1,480	1,176	2,656
名東区上社二丁目 2 2 0 - 1 ダイアパレス上社第 3 6 0 2 小野寺 加奈	給水収益	1,480	1,176	2,656
名東区若葉台 1 0 1 1 コーポふじなみ 1 0 2 長谷川 洋平 (名古屋市天白区)	給水収益	1,795	1,402	3,197
天白区山根町 5 6 コーポ山根 1 0 山内 喜久志	給水収益	369	294	663
天白区植田南二丁目 3 0 1 ライオンズマンション植田南 2 0 2 ニッセン工営社 渡辺 義弘 (西春日井郡西枇杷島町)	給水収益	369	294	663
西枇杷島町西六軒町 2 0 - 5 橋本 英夫 (西春日井郡新川町)	前受給水収益	20	0	20
新川町須ヶ口野中 2 3 3 6 西垣 貞代	前受給水収益	20	0	20
新川町土器野新田本山 1 2 6 増田 武	給水収益	750	0	750
新川町土器野新田宮東 7 2 7 平工 重夫	前受給水収益	20	0	20
新川町土器野新田宮東 6 7 4 吉川 弘	前受給水収益	10	0	10
新川町下河原藪屋敷 1 0 3 4 古沢 修一	給水収益	681	0	681

新川町土器野新田北中野 1 9 5 玉風荘 児玉 けさえ	前受給水収益	3,000	0	3,000
新川町桃栄四丁目 1 4 8 金山 鈺泰	前受給水収益	20	0	20
新川町阿原鴨池 5 7 有限会社フードサービスシステムズ	給水収益	1,800	0	1,800
新川町助七新田五反田 7 0 金谷 新吾 (海部郡甚目寺町)	前受給水収益	20	0	20
甚目寺町森下ノ切乙 4 5 - 2 吉田 秀男	前受給水収益	76	0	76
甚目寺町上萱津北ノ川 2 5 Y S タウン F 棟 1 0 1 大澤 新路	給水収益	1,480	0	1,480
甚目寺町上萱津大門 7 1 サウスガーデン 1 0 1 丹羽 又一	給水収益	1,109	0	1,109
甚目寺町上萱津大門 7 1 ノースガーデン 1 0 2 丹羽 又一	給水収益	740	0	740
甚目寺町本郷柿木 2 8 ハマカーサ A 1 0 2 積水ハウス株式会社名古屋東シャ メゾン	給水収益	740	0	740
甚目寺町新居屋鶴田 1 6 0 メゾン・ド・ブルーコロネット 3 0 5 藤本 由美子 (海部郡大治町)	給水収益	740	0	740
大治町三本木金久 7 3 坂部ハイツ A 棟 1 0 2 森 仙也	給水収益	371	0	371

装置住所 / 使用者名	科目名	未返還額
(名古屋市東区)		
東区大幸二丁目 9 2 2	前受基本工事収入	21,000
水野 勝巳		
東区大幸二丁目 9 2 2	前受基本工事収入	42,000
水野 勝巳		
(名古屋市中村区)		
中村区烏森町六丁目 1 3 0 - 2	前受受託工事収益	21,998
伊藤 泰		
(名古屋市守山区)		
守山区城土町 3 6 5	その他前受金	630
アイルシティ小幡緑地公園		
愛知県労働者住宅協同組合 理事長		
森内 光彦		
(名古屋市名東区)		
名東区藤森二丁目 9 3	前受受託工事収益	246,540
森川 高德		
(名古屋市天白区)		
天白区高島一丁目 1 6 1 1 - 2	雑預り金	29,242
B 棟		
上田 泰志		
天白区高島一丁目 1 6 1 1 - 3	雑預り金	29,242
C 棟		
志村 明知臣		

名古屋市議会正副議長の人事異動

桜井治幸議長は平成 16 年 5 月 17 日選挙された。

田中里佳副議長は平成 16 年 5 月 17 日選挙された。

平成 16 年 5 月 19 日

特 別 職 人 事 異 動	平成 16 年 5 月 19 日付	総務局職員部人事課
監査委員任命	(市会議員)	西尾 たか子
“ ”	(市会議員)	田島 こうしん
“ 解職	(市会議員)	横井 利明
“ ”	(市会議員)	梅村 邦子